

# 第7章 教養部



現在の教養部

## 第1節 あゆみと現況

### 1. 教養部設置の経緯

#### (1) 大学発足時における一般教育

戦後日本の教育改革により、新制度の大学は、すべて一般教養の課程を設けることになった。このことは、教育課程面における新制大学のいちじるしい特色である。

四年制大学の場合は、昭和22年に設立された「大学基準協会」によって決定された新制大学の設立基準〈大学基準〉によって、すべての大学に一般教養科目を設置することが決められた。

これの趣旨と基準は、最高の教育機関としての使命を充分発揮できるよう大学が準備すべき最低限の組織、学科課程および施設に関するものであった。これは戦後の大学の出発の原点となったものであるので、そのうちの一般教育に関する条項のみを抜粋すれば次のようなものであった。

「大学基準」における一般教養関係条項

〔1947年7月8日制定  
大学基準協会資料第1号「大学基準」及びその解説より〕

#### 大 学 基 準

第一 趣旨（省略）

第二 基準

一、二、……六、（省略）

七 授業科目及びその単位数決定は左の基準に依る。

1. 大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に互って夫々三科目以上、全体として文科系の大学又は学部では十五科目、理科系の大学又は学部では十二科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学(倫理学を含む)、心理学、教育学、歴史学、人文地理学、文学、外国語  
社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、統計学、家政学

自然科学関係 数学、物理学、化学、地学、生物学、人類学、天文学

必要の場合には前掲以外の科目を一般教養科目に加えることができる。

2. （省略）

3. 一科目に対する課程を終了した学生には単位を与えるものとする。各科目に対する単位数は次の基準に依って計算する。

イ 講義に対しては一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週一時間十五週の講義を一単位とする。

ロ 数学演習の如き演習は二時間の演習に対し一時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

- ハ 化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機械製図の如き実験室又は実習場における授業に対しては、学習は凡て実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。
- 八 学士号の種類に関する事項は別にこれを定める。
- 九 学士号に対する最低要求は左の基準によるものとする。
1. (省略)
  2. 文科系の大学又は学部の学生は、一般教養科目中外国語一科目を含め七の1に示す三つの系列に互って夫々二科目以上合計十科目以上、専門科目については十五科目以上を履修し、一般教養科目については四十単位以上、専門科目については八十単位以上を取得しなければならない。
  3. 理科系の大学又は学部の学生は、一般教養科目中外国語を含め七の1に示す三つの系列に互って夫々二科目以上合計九科目以上を履修し、一般教養科目については三十六単位以上、専門科目については八十四単位以上を取得しなければならない。

〔第十項以下省略〕

この後、大学基準第7項及び第9項は昭和25年6月までに、各年度の大学基準協会総会で4回改訂され、ようやく一応の完成を見た。

この改正の趣旨とそれぞれの教育科目の設け方は、大学基準協会資料第2～8号によれば次の如きものであった。

一般教養科目について、大学で準備すべき科目数は文、理科の枠をはずし共通にしたこと。2系列にまたがる一般教養科目は各大学の裁量によっていずれにも換算できるようになったこと。したがって「3系列にわたりそれぞれ5科目以上計15科目以上準備すること」、「一般教養科目の授業は、各科目とも原則として4単位以上とすること」。学生の履修単位の面からは、各系列3科目以上の履修を義務づけ、1科目4単位を原則とする規定をうけて、各系列12単位以上計36単位以上履修することになった。

次に外国語教育と一般教育との関係についてみると、これまで一般教養科目中に含まれていた外国語は、これから分離され、それまでの大学基準第7項の2として以下のような条項が挿入された。

「大学は一般教養科目の外に二つ以上の外国語について、夫々八単位以上の授業を必ず用意しなければならない。」

この改訂は、外国語を一般教育の枠から外す趣旨のものであること、84単位中に計算されるべきこと、外国語は広い意味の専門科目、狭義では補助科目の性格をもったものとみなしたものである。基準協会資料第8号の解説によれば「外国語は、或る意味に於て一般教養的要素が相当含まれているとも云えるが、他面外国語設置の本来の目的からすれば、読み、書き、話すことを主眼とし、文学とねらいどころを異にするものであり、殊に初歩の語学の如きは全くドリルに終始するといつて差支えなく、一般教養的要素よりはむしろ一般教育並に専門教育の兩者にとって多分に道具的役割を演じ、準備的補助科目の性格を帯びているものと云わざるを得ない。加え、在来の基準のように、外国語を一般教養科目として、人文科学系列に分属させて

置くと、大学によっては、外国語2科目履修させれば、他の人文科学に属する科目を僅か一科目履修させても、形式的には基準に達することになり、これではわれわれの待望する一般教養の精神たる3系列間の実質的均衡を破り、その本来の趣旨を没却することになる……」との見解により一般教養科目から分立させることになった。

「一般体育」については、昭和23年に「大学は体育に関する講義及び実技各2単位以上を課することを要する」という項目が基準に加えられた。大学に体育を正課に取り入れることは画期的なことであり、知育、徳育と並んで体育の目的を十分に達成し、学生をして心身共に健全なる発達を遂げしめるよう努めることが要望された。体育を導入するに当たり、基準協会の示した趣旨と体育科目の設け方に関する見解を要約すれば次の如きものであった（「大学基準協会資料第2号」）。

大学において設置すべき体育科目は、講義と実技の2種類に分たれる。

講義は保健教育と体育理論に分かれ、保健教育には、個人衛生、公衆衛生、民族衛生及び衛生政策の4項目が含まれる。また体育理論は、体育概論として、体育の目的、スポーツの規則、技術作戦及び社会体育等を講ずることになっている。

実技は、体操（虚弱者向の体操をも含む）、陸上競技、テニス、野球その他各般のスポーツは勿論、ダンス、レクリエーション等運動として適当な諸運動の中から適切な種目を各大学において自由に選んで設けること。

講義は社会の指導者としての常識程度とし、前記科目の中から学生に選択せしめ、なるべく第1・2学年の中に2単位を受講させる。

実技は前記種目中季節毎に1種目以上を自由に選択せしめ、これまたなるべく第1・2学年に2単位を修了させるようにする。そして実技指導は同一時間に各種目平行して行い、学生の選択に応ずるようにする。

以上が概要であるが指導に当ってはあくまでも科学的にしてしかも明朗に行うよう要望されている。

なお、昭和28年より大学の教育科目の名称について、いままで「一般教養科目」と呼ばれていた科目群の名称が「一般教育科目」と変更された。したがって大学の教育課程は「一般教育科目」「外国語科目」「体育科目」及び「専門科目」の四つの柱からなることになった。

本学においては、昭和24年9月最初の入学生1,090名を迎えるに当って一般教養科目の授業計画が大学基準に則して樹立された。

教養課程編成のための基準となる本学最初の学則は昭和25年7月27日付で制定された。これはその後の〈大学基準〉の改訂を受けて変更され、昭和28年4月1日の学則公布により教養課程の規則は一応確立された。この学則は昭和31年における〈大学設置基準〉(省令)が制定されるまで大きな変更はなかった。

以下に本学学則の一般教養課程に関する部分と履修規定を抜粋して記す。

## 学則における一般教育関係

〔昭和28年4月1日改正学則〕

## 第四章 学科課程

第九条 各学部学生は在学中所定の一般教育課程，体育課程及び専門課程を修了しなければならない。

第十条 各学科課程の科目及び履修方法は別に定める。

第十一条 講義の聴講には必ず所定の手続を経なければならない。特に規定する場合を除き，他学部の講義の聴講には所属学部長及び当該学部長（一般教育課程においては教養部主事）の許可を必要とする。

第十二条 各学科課程の科目を修了した者には所定の単位を与える。

2 修了の認定は出席状況及び学力考査によって行う。

## 第五章 身体検査（省略）

## 第六章 休学，転部，転学，退学，除籍及び懲戒

第十九条 在学期間が各学部の修業年限の二倍に及んでも課程を修了することができないものは除籍する。

2 一般教育課程，外国語及び体育課程の履修について入学後四年以内に所定の単位を取得しないものは学部の議を経て学長は除籍することが出来る。

（以下省略）

（注）第十九条 第二項は昭和二十九年二月十九日不適當のため削除された。

## 一般教育課程・外国語・体育課程履修規定

第一条 一般教育科目は次の通り区分する。

系 列	科 目
人 文 科 学	哲学 倫理学 心理学 文学（国文学 中国文学 外国文学）美術史等
社 会 科 学	法学 政治学 経済学 社会学 人文地理学 歴史学（日本史 西洋史 東洋史）教育学等
自 然 科 学	数学 統計学 物理学 天文学 化学 地学 生物学 図学等

開講科目は都合により変更することがある。

第二条 学生は前条の規定に定める三つの系列に亘って夫々三科目以上十二単位以上合計三十六単位以上取得しなければならない。

2 昭和二十四年二十五年度入学者は左の規準によって履修してもよい。

a 文科系学生は一般教育科目，人文，社会，自然の三系列に亘って夫々二科目以上合計十科目以上を履修し，四十単位以上を取得しなければならない。

b 理科系学生は一般教育科目中，人文，社会，自然の三系列に亘って，夫々二科目以上合計九科目以上を履修し，三十六単位以上を取得しなければならない。

3 各科目に対する単位数は大学基準（大学基準協会決定）第二の七の5の規定に準じて計算する。

第三条 外国語は二年間以上履修し各学部で定める必要単位以上を取得しなければならない。

第四条 体育は必修とし、実技二単位、講義二単位を取得しなければならない。

第五条 一般教育課程、外国語、体育課程の担当教官、系列の区分、単位数、時間割は学年の始めに告示する。

2 学生は履修科目を選定して所定の届出をなし、履修の許可を得なければならない。

第六条 科目修了の認定は優、良、可、不可の評語をもって表わし、不可は不合格とする。

第七条 教育学部二年課程の履修規定は、別に教育学部規定によって定める。

以上が〈大学基準〉に準じて制定された学則における一般教養関係事項とその履修規定である。この規則に従って各学部において定められた履修要項を示せば次の通りである。

昭和28年一般教養履修規定 [熊本大学学生便覧より]

(2) 教養課程 (省略)

A 総説 (省略)

B 開講科目の分け方並びに学士号に対する単位

大学の授業科目は一般教育科目、体育、専門科目、補助科目(外国語)に分れ、一般教育科目は更に人文科学、社会科学、自然科学の三つの系列に分けられている。又各系列について次表の通り最少取得必要単位数が定められている。

一般教育科目  $\left\{ \begin{array}{l} \text{人文科学系列} \quad 3 \text{ 科目} 12 \text{ 単位以上} \\ \text{社会科学系列} \quad 3 \text{ 科目} 12 \text{ 単位以上} \\ \text{自然科学系列} \quad 3 \text{ 科目} 12 \text{ 単位以上} \end{array} \right\}$  計 9 科目 36 単位以上

専門科目 専攻科目 同関連科目 自由選択科目

補助科目 外国語 学部毎に定める

体育  $\left\{ \begin{array}{l} \text{実技} \quad 2 \text{ 単位以上} \\ \text{講義} \quad 2 \text{ 単位以上} \end{array} \right\}$  計 4 単位以上

なお本学に於ては次表の通り一般教育科目についての必修科目並びに補助科目(外国語)の取得必要単位数が定められている。

a 一般教育科目中学部において定めた必修科目表

学部	専攻学科	一般教育科目中の必修科目
教育学部	数 学 部	数学
	自然科学科	物理学, 化学, 生物学, 地学
	生活科学科	化学, 経済学
	職業科	物理学, 化学, 生物学
	全科共通	法学 (憲法 2 単位を含む)
理学部	数 学 科	数学, 物理学
	物 理 学 科	数学, 物理学, 化学
	化 学 科	数学, 物理学, 化学
	生 物 学 科	数学又は物理学, 化学, 生物学
	地 学 科	数学, 地学, 物理学又は化学
薬学部		数学, 物理学, 化学
工学部		数学, 物理学, 化学, 図学

b 学部において定めた補助科目(外国語)の最少取得必要単位数表



系 列	開講科目	単 位	週時間数				開 講 学 部 内 訳										担 当 学 部	備 考
			1年		2年		1年					2年						
			前 期	後 期	前 期	後 期	法 文 組	教 理 組	理 薬 組	工 組	法 文 組	教 理 組	理 薬 組	工 組				
社会科学系列	経済学	4	2	2												法文教育		
	歴史学 {日本史 西洋史 東洋史}	4	2	2												法文		
		4	2	2												"		
		4	2	2												"		
	社会学	4			2	2										教育		
	教育学	4	2	2												"		
教育学	4			2	2										"			
自然科学系列	数学(理系)	6	4	4												理		
	数学(文系)	4	2	2												"		
	統計学(理系)	4			2	2										"		
	統計学(文系)	4	2	2												"		
	物理学(理系)	4	3	3												"		
	物理学(文系)	4			2	2										"		
	天文学	4			2	2										"		
	化学(理系)	4	3	3												"		
	化学(文系)	4	2	2												"		
	生物学	4	2	2												"		
	地学	4	2	2												"		
図学	4	4	4												工			
外国語	英語(文系)	4	4	4												法文		
	英語(文系)	4			4	4										"		
	英語(理系)	4	4	4												"		
	英語(理系)				2	2										"	理乙を除く	
	英語(理乙2年)	4			4	4										"		
	独語(法,理,工)	4	4	4												"		
	独語(法,理)	4			4	4										"	理甲を除く	
	独語(理,甲)	2+			2+2+	2	2									"	(2)は必修に非 ず理乙を除く	
	露語	1年 二4	4	4	4	4										"		
仏語	4	4	4	4	4										"			
体育	実技	通算 2	2	2												教育		
	講義	2			2											"		

(2) 大学設置基準の制定による学科課程の改訂

昭和31年(1956年)文部省は<大学設置基準>を制定した。従来の<大学基準>にかわってこの省令が公布されるに至ったのは、社会及び大学内における複雑な状況のもたらしたものと考えられる。



新制大学発足当初の学科課程にかんする文部省の見解〔文部省編「日本における高等教育の再編成」1948年1月刊〕を要約すれば次の如きものであった。

大学設立の目的及び目標は、一般に学科課程は広い一般教養とその大学の目標を最もよく達成できるような高級の専門課目とが授けられるように編成されなければならないということである。各大学はその授業科目を少くとも3系列の一般的教育課程に配列しなければならない。即ち社会科学、人文科学および自然科学がそれである。この3系列のもとにある科目を分類することは、その学科に対する見方その教え方の根本原理に従ってなされるべきことである。即ち次の例に示すように分類されるべきであろう。

社会科学 政治学 経済学 社会学

人文科学 哲学 文学 語学 歴史 美術

自然科学 数学 物理学 化学 地質学 生物学 天文学

この分類法の目的は、学生がその大学課程の期間中に社会科学、人文科学、自然科学という人類思考の三大部門における方法と業績に関し何等かの知識を獲得するように保証することにある。

しかしながら、大学基準協会の一般教育の普及・啓蒙の活動にもかかわらず、わが国の一般教育は順調に成長して安定した形に到達したとはいえなかった。この間の経緯を『戦後日本の教育改革9』大学教育（海後・寺崎著 東京大学出版会、1969年）について見ると次のような状況であった。

すなわち、戦後日本の社会で新制大学の性格や役割が問題となるたびに、一般教育のあり方が重要な論争点の一つとなった。一般教育のもつ意義や重要性については異論のない人の中にも、一般教育の編成方式や組織運営を改造しようとする意見をもっている者が多かった。また一般教育のすべてを廃止しようとする声さえ聞かれていた。

このような制度的・外的な問題のほか、一般教育の展開を著しく困難にしたものに、高等教育関係者の主体的条件——意識の問題があったことも否定できない。すなわち旧制大学の教官にとって、大学への一般教育の導入は専門教育の事実上の短縮として映った。一方、専門学校関係者にとっては、専門学校が4年制大学の一部として編成されたことにより、旧制度下の3年から新制の4年へと延長されたが、旧制時代の3ヶ年はもっぱら専門教育にふりむけられていたのであるから、一般教育の導入は旧制大学の場合と同様に、その専門教育年限の短縮・水準の低下をもたらすものと考えられた。

このような事情は、当時ようやく戦災復興の機運に乗り出した産業界および一般社会の専門教育重視の考え方と質的にあい呼応するものであり、一般教育の再検討の気運を大学の内側からも作り出す要因となるものであった。

一方旧制高等学校・大学予科の関係者にとっては、そこでの教育の構造は専門準備教育というより、むしろ一般教養的なものであった。したがって新制大学の一般教育は、とくに新しい事ではないという受け取り方もあった。このことは旧制大学関係者にとっても同様であり、従

前の3ヶ年の専門教育との合計6ヶ年の高等教育を、一般教育2ヶ年と専門教育2ヶ年の計4ヶ年に短縮したものに過ぎないと見られる場合も多かった。

以上のような歴史的背景と制度的・社会的条件のもとで、大学での一般教育はどのような原理・思想のもとに導入されたか、また一般教育の理念・形態はいかなる方法によって普及されるべきかという問題について再検討を迫られたと見るべきであろう。

ここで、新しく制定された〈大学設置基準〉を要約すれば次の如きものであった。

(授業科目の区分) 大学で開設すべき授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。すなわち外国語科目を新たに設立した。学部、学科によっては基礎教育科目を置くことができるとしたこと。

(一般教育科目) 次に掲げる3系列のうち、各系列について、それぞれ3科目以上全体として12科目を開設すべきこと。

人文科学系列 哲学 倫理学 歴史 文学 音楽 美術

社会科学系列 法学 社会学 政治学 経済学

自然科学系列 数学 物理学 化学 生物学 地学

上記のほかに適当と認められる授業科目を必要に応じて開設することができる。

(基礎教育課目) これを置く場合は、一般教育科目に関する授業科目のうち、その専攻分野に関連あるものを開設する。

(各授業科目の単位) 一般教育科目は原則として4単位とする。外国語は8単位、保健体育は4単位とする。2以上の外国語を開設するときは、その一つの外国語は4単位以上とする。

(教育課程の編成方式) 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に割り当てる。

(卒業の要件) 一般教育科目については、それぞれの系列について、3科目以上12単位、合計9科目36単位以上とする。一般教育科目のうち8単位に限り基礎教育科目の単位をもって代えることができる。第2外国語の単位は専門教育科目76単位に含まれるものとする。

(医学及び歯学の大学の卒業の要件) 「進学の課程」が設けられた。「専門の課程」に進むための要件が規定された。すなわち

人文科学系の科目のうち3科目 12単位

社会科学系の科目のうち3科目 12単位

自然科学系の科目中物理学、化学、生物学及び数学のうち3科目、12単位。(物理、化学、生物学は各4単位のうち1単位は実験とする。ただし数学についてはこの限りでない)

外国語科目のうち「英語及びドイツ語」又は「英語及びフランス語」 16単位

保健体育科目(講義及び実技) 4単位

基礎教育科目 8単位、基礎教育科目は自然科学系の科目として掲げるもののうち、一般教育科目として修得しなかった科目及びその他の科目について修得するものとする。

以上が一般教育課程に関係のある条項の概要である。この設置基準は、昭和45年8月31日

に、大学設置基準の一部を改正する省令が公布され、翌年4月から施行されるまで、15年間にわたって施行される結果となった。

この〈設置基準〉の趣旨と目的に沿って、本学でも学則の改正が行なわれた。昭和32年度より施行された一般教育課程に関する教育課程及び履修規定は次のようなものである。

昭和32年度履修規定

1) 一般教養課程と専門課程履修の規準

法文学部、教育学部（4年課程）理学部、薬学部、工学部

1 年		2 年		3 年		4 年	
前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
一 般 教 育 課 程							
		専 門 課 程					

医 学 部

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
進 学 課 程		専 門 課 程			

2) 一般教育課程、外国語、体育課程

a 一般教育科目は次の通り区分する。

系 列	科 目
人 文 科 学	哲学、倫理学、論理学、心理学、美術史、音楽、文化史、文学（国文学、中国文学、露西亜文学、独乙文学）等
社 会 科 学	法学、政治学、経済学、歴史学（日本史、西洋史、東洋史）社会学、人文地理学、教育学等
自 然 科 学	数学、統計学、物理学、天文学、化学、生物学、地学、図学等

開講科目については都合により変更することがある。

b 体育科目

講義及実技……………4単位

c 一般教育科目中、学部において定めた必修科目表

学 部	専 攻 学 科	一 般 教 育 科 目 中 の 必 修 科 目
教 育 学 部	数 学 科	数学第一
	自 然 科 学 科	物理学第一、化学第一、生物学、地学
	生 活 科 学 科	化学第一、経済学
	職 業 科	物理学第一、化学第一、生物学
	美 術 工 芸 科	美術史
	全 科 共 通	法学（憲法2単位を含む）
理 学 部	数 学 科	数学第一、物理学第一、
	物 理 学 科	数学第一、物理学第一、化学第一、
	化 学 科	数学第一、物理学第一、化学第一、
	地 学 科	数学第一、地学、物理学第一又は化学第一
	生 物 学 科	数学第一又は物理学第一、地学、生物学





系 列	開講科目	単 位	週時間数		開講学部内訳										担 当 学 部	備 考						
					1年					2年												
					法文	教育	理	理	医	薬	工	法文	教育	理			理	医	薬	工		
			1年	2年	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系			系	系	系			
体 育	体 育 実 技 体 育 講 義	2 2	前 2 後 2	前 2 後 2	5 組	4 組	2 組	2 組	1 組	2 組	2 組	5 組	5 組	2 組	2 組	2 組	1 組	2 組	2 組	5 組	教 " "	

以上の履修規定は数次にわたって改訂が行われている。次にその主なものを記す。

昭和33年度

一般教育科目の数学，物理学および化学の各々の第一，第二の呼称を止め，開講対象学部とその内容によりそれぞれ文系，理系の開講科目として区別した。

昭和34年度

医学部の「進学の課程」の科目として基礎教育科目を設け，外国語科目の履修規定を定めた。

外国語 英語 8 単位。独語 10 単位 計 18 単位

基礎教育科目 一般物理学，一般化学，統計学，各 4 単位，人類遺伝学，一般微生物学，医用ラテン語，各 2 単位 ドイツ語 4 単位合計 22 単位

昭和38年度

理学部学生を対象として，物理学実験，化学実験，生物学実験および地学実験が開講された。外国人留学生に関する授業科目の特例が設けられた。

この間に於ける規則は，昭和46年度設置基準の大幅な改訂に至るまで履修規定として定着してきた。一般教育における履修規定の概略を記す。

昭和38年度一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の履修方法

(1) 熊本大学一般教育科目・外国語科目・保健体育科目履修規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は，学則第33条および教養部規則第4条に基づき，一般教育課程の授業科目，単位および履修方法を定めることを目的とする。

(履修の基準)

第2条 履修の基準は，次のとおりとする。

(1) 法文学部・教育学部・理学部・薬学部・工学部

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
一般教育課程				専門課程			

(2) 医 学 部

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
進 学 課 程		専 門 課 程			

(一般教育科目・外国語科目・保健体育科目)

第3条 一般教育科目は、次のとおり区分し、各系列ごとに第4条に定める科目を含めて、3科目以上12単位以上を履修しなければならない。

系 列	授 業 科 目
人 文 科 学	哲学・倫理学・論理学・心理学・美術史・音楽史・文化史・文学(国文学・フランス文学・ドイツ文学)等
社 会 科 学	日本国憲法・法学・政治学・経済学・歴史学(日本史・世界史)・社会学・人文地理学・教育学等
自 然 科 学	数学・統計学・物理学・化学・生物学・地学・図学等

- 2 各授業科目は、4単位とする。ただし、日本国憲法は2単位、理系の数学は、演習を含めて6単位とする。
- 3 物理学・化学・生物学・地学の各授業科目には、それぞれ別に実験1単位を加えることができる。
- 4 第1項中の括弧は、同一科目の細分を示すもので、単位にはなるが独立した科目にはならない。

第4条 一般教育科目中、学部において定めた必修科目は、次のとおりとする。

学 部	専 攻 学 科	一 般 教 育 科 目 中 の 必 修 科 目
教 育 学 部	数 学 科	数 学
	自 然 科 学 科	物理学・化学・生物学・地学
	生 活 科 学 科	化学・経済学
	技 術 科	物理学・化学
	美 術 科	美術史
	英 語 科	ドイツ語
	全 科 共 通	日本国憲法(詳細については、学部で指示する。)
理 学 部	数 学 科	数学・物理学・物理学実験
	物 理 学 科	数学・物理学・化学・物理学実験
	化 学 科	数学・物理学・化学・化学実験・物理学実験
	地 学 科	数学・物理学および化学のうち2科目 地学・地学実験
	生 物 学 科	物理学実験・化学実験・生物学実験のうち1科目数学又は物理学・化学・生物学・化学実験・生物学実験
医 学 部	(進 学 課 程)	数学・物理学・物理学実験
		化学・化学実験・生物学・生物学実験
薬 学 部		数学・物理学・化学(詳細については、学部で指示する)
工 学 部		数学・物理学・化学・図学

- 2 理系の学生は、数学・統計学・物理学・化学・地学については、理系のために開講するものを履修しなければならない。

第5条 外国語科目の最少取得必要単位数は、次のとおりとする。

学部	英 語		独 語		仏 語		露 語		備 考	
	一 年	二 年	一 年	二 年	一 年	二 年	一 年	二 年		
法文学部	4	4	8	4	4	8	4	4	8	英語は必修とし、ドイツ語、フランス語、ロシア語のうちから1科目選択必修
教育学部	4	4	8	2	2	4				英語必修ドイツ語選択ただし英語科学生はドイツ語も必修
理学部	4	2	6	4	4	8				2カ国語必修
医学部 (進学課程)	4	4	8	6	4	10				同 上
薬学部	4	2	6	4	4	8				同 上
工学部	4	2	6	4	4	8				同 上

第6条 保健体育科目は必修とし、4単位とする。

講 義 2 単 位 }  
実 技 2 単 位 } 計 4 単 位

第7条 医学部進学課程の必修科目および必要単位数は、次のとおりとする。

人文科学系列	3 科 目	12単位	
社会科学系列	3 科 目	12単位	
自然科学系列	数 学	6 単位	} 計 21単位
	物 理 学	4 単位+実験 1 単位	
	化 学	4 単位+実験 1 単位	
	生 物 学	4 単位+実験 1 単位	
外国語科目	英 語	8 単位	} 計 18単位
	ド イ ツ 語	10単位	
保健体育科目	講 義	2 単位	} 計 4 単位
	実 技	2 単位	
基礎教育科目	一般物理学	4 単位	} 計 22単位
	一 般 化 学	4 単位	
	統 計 学	4 単位	
	人 類 遺 伝 学	2 単位	
	一 般 微 生 物 学	2 単位	
	医用ラテン語	2 単位	
	ド イ ツ 語	4 単位 (ドイツ文学の講義をもってかえることができる)	
	合 計	89単位	

#### 第4章 外国人留学に関する授業科目等の特例

(日本語科目等)

第16条 学則第70条第2項の規定に基づき開設する日本語および日本事情に関する科目 (以下「日本語科目等」という。)および単位数は、次のとおりとする。



日 本 語 科 目 等			
授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
日 本 語	4	日 本 の 地 誌	4
日 本 の 文 学	4	一 般 日 本 事 情	4
日 本 の 思 想	4	日 本 の 科 学 技 術	4
日 本 の 政 治	4	保 健 衛 生	2
日 本 の 経 済	4		

(履修方法)

第17条 外国人留学生（以下「留学生」という。）は、前条に掲げる科目を履修することができるものとし、4科目（保健衛生を除く。）16単位に限り、これを第3条第1項の一般教育科目としてかえることができる。ただし、第4条に定める科目については、この限りでない。

2 一般教育科目については前項のほか、人文科学、社会科学、自然科学の各系列のうちから、それぞれ1科目以上4単位以上合計5科目以上20単位以上を修得するものとする。

第18条 留学生は、第6条の保健体育科目のうち、講義については、第16条に掲げる保健衛生2単位をもってかえることができる。

(単位の計算方法)

第19条 日本語科目等の単位の計算方法は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合せて45時間とし、教室内において毎週2時間15週をもって1単位とする。

附 則

1 この改正は、昭和37年4月1日から施行する。

2 熊本大学一般教育科目修了認定に関する規則、熊本大学再考査施行規則および熊本大学追考査施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和38年3月5日から施行し、昭和37年10月16日から適用する。

各学部（学科）から要求される科目および単位数

◎ 法 文 学 部

区 分		法 科 ・ 文 科 共 通	
一 般 教 育 科 目	人 文 科 学 系 列	3 科 目	12単位以上
	社 会 科 学 系 列	3 科 目	12単位以上
	自 然 科 学 系 列	3 科 目	12単位以上
計		9 科 目	36単位以上
外 国 語 科 目	英 語		8 単位以上
	独 語 ・ 仏 語 露 語 の うち 1 ヶ 国 語		8 単位以上
保 健 体 育 科 目	講 義 実 技		2 単位 } 2 単位 } 4 単位
合 計			56単位以上

## ◎ 教育学部

区分	小学校課程	養護学校課程	中学校課程		
			甲	乙	
一般教育科 目	人文科学系	3科目以上 12単位以上 (倫理学4単位ま たは哲学4単位 を含む)	3科目以上 12単位以上 (倫理学4単位ま たは哲学4単位 を含む)	3科目以上 12単位以上 (倫理学4単位ま たは哲学4単位 を含む)	3科目以上 12単位以上 (倫理学4単位ま たは哲学4単位 を含む)
	社会科学系	3科目以上 12単位以上 (日本国憲法2単 位以上)	3科目以上 12単位以上 (日本国憲法2単 位以上)	3科目以上 12単位以上 (日本国憲法2単 位以上)	3科目以上 12単位以上 (日本国憲法2単 位以上)
	自然科学系	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	3科目以上 12単位以上 (理科専攻者は4 科目16単位以上)	3科目以上 12単位以上 (数学専攻者は3 科目14単位以上)
	小計	38単位以上	38単位以上	38単位以上 (理科専攻者は42 単位以上)	38単位以上 (数学専攻者は40 単位以上)
外国語科目	英語 8単位以上	英語 8単位以上	英語 8単位以上	英語 8単位以上 (外国語専攻者は 独語4単位以上)	
保健体育科	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	
合計	50単位以上	50単位以上	50単位以上 (理科専攻者は54 単位以上)	50単位以上 (数学専攻者は52 単位以上 外国語専攻者は 54単位以上)	

## ◎ 理学部

区分	数学科 専攻	物理学科 専攻	化学科 専攻	地学科 専攻	生物学科 専攻	
一般教育科 目	人文科学系	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	
	社会科学系	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	3科目 12単位以上	
	自然科学系	4科目 15単位以上	4科目 15単位以上	5科目 16単位以上	5科目 14単位以上	5科目 14単位以上
	小計	39単位以上	39単位以上	40単位以上	38単位以上	38単位以上
外国語科目	英語 6単位以上 ドイツ語 8単位以上	英語 6単位以上 ドイツ語 8単位以上	英語 6単位以上 ドイツ語 8単位以上	英語 6単位以上 ドイツ語 8単位以上	英語 6単位以上 ドイツ語 8単位以上	
保健体育科	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	講義2単位 実技2単位 4単位	
合計	57単位以上	57単位以上	58単位以上	56単位以上	56単位以上	

## ◎ 医 学 部 (進学課程)

区 分		科 目 お よ び 単 位	
一般教育科目	人文科学系列	3 科 目	12単位以上
	社会科学系列	3 科 目	12単位以上
	自然科学系列	7 科 目	21単位以上
	小 計		45単位以上
外 国 語 科 目	英 語 ドイッ語		8 単位以上 10単位以上
保 健 体 育 科 目	講 義 実 技		2 単位 } 4 単位 2 単位 }
基 礎 教 育 科 目	7 科 目		22単位
合 計			89単位以上

## ◎ 薬 学 部

区 分		薬 剂 学 科 専 攻		製 薬 学 科 専 攻		
一般教育科目	人文科学系列	3 科 目	12単位以上	3 科 目	12単位以上	
	社会科学系列	3 科 目	12単位以上	3 科 目	12単位以上	
	自然科学系列	3 科 目	14単位以上	3 科 目	14単位以上	
	小 計		38単位以上		38単位以上	
外 国 語 科 目	英 語 ドイッ語	6 単位以上 8 単位以上		英 語 ドイッ語	6 単位以上 8 単位以上	
保 健 体 育 科 目	講 義 実 技	2 単位 } 2 単位 }	4 単位	講 義 実 技	2 単位 } 2 単位 }	4 単位
合 計			56単位以上			56単位以上

薬学部学生は、自然科学系列のうち、化学については、薬学部（大江町九品寺）で開講されるので、学部の指示に従い、履修するように注意すること。

## ◎ 工 学 部

区 分		土 木 工 学 専 攻 ・ 機 械 工 学 専 攻 ・ 鋳 山 工 学 専 攻 ・ 金 属 工 学 専 攻 ・ 電 力 工 学 専 攻 ・ 電 子 工 学 専 攻 ・ 工 業 化 学 専 攻 ・ 建 築 学 専 攻 ・ 生 産 機 械 工 学 専 攻 共 通		
一般教育科目	人文科学系列	3 科 目	12単位以上	
	社会科学系列	3 科 目	12単位以上	
	自然科学系列	4 科 目	18単位以上	
	小 計		42単位以上	
外 国 語 科 目	英 独 語 語		6 単位以上 8 単位以上	
保 健 体 育 科 目	講 義 実 技		2 単位 } 2 単位 }	4 単位
合 計			60単位以上	



系 列	開 講 科 目	単 位	週時間数		開 講 学 部 内 訳																備 考
					1 年 次								2 年 次								
					法	教	理	理	医	薬	工	法	教	理	理	医	薬	工			
			1年次	2年次	文	育	系	系	系	系	系	文	育	系	系	系	系	系			
前	後	前	後	5	3	2	2	2	2	8	5	3	2	2	2	2	8				
期	期	期	期	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組				
自然科学系列	地 学	4	2	2																	
	地 学 実 験	1		3																	
	図 学	2	1	1																	
	図 学 実 験	2	3	3																	
外国語	英 語	8	4	4	4	4															
	英 語	6	4	4	2	2															
	ド イ ツ 語	8	4	4	4	4															
	ド イ ツ 語	2	2	2	2	2															
	ド イ ツ 語	10	6	6	4	4															
	フ ラ ン ス 語	8	4	4	4	4															
保健体育	体 育 実 技	2	2	2	2																
	体 育 講 義	2		2																	

(3) 教養課程の運営

大学の発足にあたり、一般教養教育を行なうための独立した機関は設立されなかった。しかし、一般教養課程を運営するために学内組織として「教養部」が設けられた。この組織は独自の庁舎や事務機構を持たない委員会形態のものであった。その内容は、一般教養課程を主管する教養部「主事」と、教養教育に関する事務を統括する「副主事」、及び一般教養科目に関係する全教官で構成されるものであると考えられた。

授業は、人文・社会科学系列は主として法文学部（一部教育学部）、自然科学系列は主として理学部（一部工学部）、外国語は主として法文学部（一部教育学部）保健体育は主として教育学部が担当することとなった。

昭和24年9月1日、第1回入学式で1090名の新入学生を迎えることになった。同年9月28日教養部の組織の確立と一般教養に関する方針の樹立ならびにその運営、及び学生に対する一般教養に関する諸事項を審議決定するために「一般教養協議会」が設けられた。これは、教養部主事、学生部長及び各学部代表6名、教養学科目代表10名より構成され、毎月1回不定時に開催し、将来は月2、3回開催するものとされた。このときの委員は次の通りであった。

法文学部 石坂正蔵，教育学部 山下重輔，理学部 大久保武男，医学部 小玉作治，薬学部 酒井亮次，工学部 四宮知郎，人文 葛谷隆正，松本雅明，社会 樋口兼雄，真流堅一，自然 落合和男，藤田繁一，語学 藤井外興，河原畑正行，図学 福井武弘，体育 村山正明，教養部主事，学生部長

昭和25年1月25日「教養部設置に関する規約」「一般教養委員会規定」および関連内規が作

られた（制定経過及び内容については通史篇参照）。これらは教養部の組織、運営方法及び教育課程の審議・教育方法を決定するものであり、特に「一般教養委員会」は教養部が独立するまで存続し、その使命を果たした。

#### 教養部設置規約（昭和25年1月25日決定）

- 一. 一般教養ヲ管掌スルタメニ主事及ビ副主事ヲ置ク。主事ハ左ノ方法ニヨッテ学長ガ任命スル。  
一般教養ニ関係スル全教官ノ会デ候補者ヲ推薦スル（推薦ノ方法ハ一般教養ニ関係スル教官三以上ニヨッテ届出ラシメ候補者ヲ公選スル。選挙で過半数ニ達セス時ニハ決選スル）。
- 二. 主事ニ推薦セラレル資格者ハ、教養課程ニ関係スル教授又ハ助教授トスル。
- 三. 主事ノ任期ハ二年トシ、前学期末（凡ソ十月中旬）ヲ交代期トスル。
- 四. 副主事ハ学生部教務課長ガアタル。
- 五. 教養部ハ主事及ビ一般教養課程ニ関係スル教官ヲ以テ組織スル。
- 六. 教養部ニ事務員ヲオク。（ソノ詳細ハ未定）
- 七. 主事ハ一般教養委員会ト連繫シテ一般教養課程ヲ運営スル。

この規約に従って選出された初代の教養部主事は法文学部高野巽教授であった。

#### 一般教養委員会規定

第一条 熊本大学ニ一般教養委員会ヲオク（以下委員会ト略称スル）

第二条 委員会ハ学長ニ所属シ一般教養ニ関スル左ノ事項ヲ審議スル。

- 一. 授業計画並ニ学習指導ニ関スルコト。
- 二. 入学試験ノ学力考査ニ関スルコト。
- 三. 試験及ビ課程終了ニ関スルコト。
- 四. 其他一般教養ニ関スル重要事項。

第三条 委員会ハ学長カラ諮問ノアツタ時ハ之ニ答申スル、又必要ナ事項ニツイテ学長ニ建議スル事ガデキル。

第四条 委員会ハ議長及ビ委員ヲ以テ組織スル。

委員会ノ議長ハ教養部主事ヲ以テ之ニ充テル、議長ニ差支ヘアル時ニハ出席委員ノ互選ニヨッテ議長代理ヲ定メル。

左ノ職員ヲ以テ委員トスル

学生部長教務課長各学部及ビ図書館代表教官十名。各学科系列代表十名（人文科学代表二名。社会科学代表二名。自然科学代表二名。外国語代表二名。国学代表一名。体育科代表一名）

委員ノ任期ハ一年トシ再選ヲ妨ゲナイ。

第五条 会議ハ一般教養部主事ガ之ヲ招集スル。主事ガ必要ト認メタ時ハ委員以外ノ教職員モ会議ニ列席シテ意見ヲ述ベル事ガ出来ル。

第六条 会議ハ議長、委員ヲ合セテ2/3ノ出席ガナケレバ開ク事ガ出来ナイ。議決ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ決スル。可否同数ノ時ハ議長ノ決スル所ニヨル。

第七条 委員会ニ書記ヲオク。議長ノ命ヲウケ、庶務ニ従事スル書記ハ教養部勤務ノ職員中カラー般教養部主事ガ之ヲ命ズル。

教養部設置規約第1項及び第2項の解釈については、

1. 本学の一般教養（課程）の授業を現在担当している者

2. 法文学部及び理学部は本学の一般教養課程の主要なる担当学部であるから両学部の教官は現在教養授業を担当していない者でも教養（課程）に関係する者である。

と定められている。（昭和30年9月27日臨時部局長会議決定）

#### （4）教養部の独立への動き

新制大学の一大特色は、その教育課程に一般教育をもっていることである。新制大学発足以来、一般教育を担当しているのは旧制大学を母体にした大学では独立した教養部であり、その他の大学においては多くは文理学部あるいは学芸学部であった。

このように新しく入学してくる学生の教育・補導の主体がはっきりしている大学では、一般教育において可成りの成果を上げていた。一方新潟大学・金沢大学・岡山大学・熊本大学の四大学においては、法文学部・理学部・教育学部（一部工学部）が合同して一般教育を担当しているために、教育の主体のありかが明瞭でないという嫌いがあった。

したがって一般教育の成果をあげるためには、教養部を官制化して、教育・補導の中核となる組織を強化する必要があると考えられた。そこで、大学教育の充実という緊急な事態に即応して速やかに一般教育の総括責任者の地位及び事務組織の官制化に努力が払われる機運が盛りあがってきた。

以上のような背景のもとで、昭和36年5月10日11日に岡山大学において開催された第9回四大学一般教養部長、事務長会議（新潟・金沢・岡山・熊本の各大学）の申し合わせにより、早急に教養部の官制化を実現するために、各々の大学長に要望書が提出された。

この趣旨と目的に答えて、昭和36年6月20日新潟大学に於て開催された六大学長会議（千葉・金沢・新潟・岡山・長崎・熊本の各大学）における協議に基き、一般教育の整備強化に関する要望書が大学々務局長に面接のうえ文部大臣に提出された。その全文は次の如きものであった。

#### 要 望 書

昨年十月末金沢、岡山、熊本、新潟の四大学長会議において一般教育実施上の諸問題について検討し、速かに一般教養部を制度化し教育補導の中核となる組織を強化することについて要望いたしました。が、さる六月二十日新潟大学に於て千葉、金沢、岡山、長崎、熊本、新潟の六大学長会議を開催し、一般教育の整備強化について検討の結果、一般教育担当の主体、責任の明確を期するため早急に一般教養部を制度化し、同教育の中核となる専任教官の充実を図るため、今後毎年若干名の一般教育担当教官の定員配当を得て、専任教官を漸増し、同教育の整備充実を実現して教育効果を期すべきであることに六大学長の間で意見の一致を見た次第であります。

つきましては、本省におかれましても以上の趣意を充分御諒承くだされ、その具体化に対し御努力を得たく特別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

昭和三十六年六月

千葉大学長	荒木直躬
金沢大学長	戸田正三
岡山大学長	八木日出雄

長崎大学長 北村 精一

熊本大学長 本田 弘人

新潟大学長 伊藤 辰治

右代表(当番大学)

新潟大学長 伊藤 辰治

文部大臣

荒木万寿夫 殿

かくて、教養部設置の官制化の気運が全国的に高まり、国立学校設置法施行規則の一部改正が行なわれ、昭和39年4月1日熊本大学に教養部が設置された。これにともない教養部に専任教官33名、事務職員27名が配置されることになった。

教養部の独立後は教養課程の履修期間は従来通りとするも、1年次学生（医進については2年次学生まで）の厚生補導の責任は教養部が受け持つこととなり、教養部の責任体制が拡充・強化された。

今回の官制化に至るまでの学内事情はいかなる状況であったか。まず教養部設置にあたり文部省より示された留意すべき事項は次のようなものであった。

#### 教養部設置に関する留意事項

##### 1. 学 生

###### (1) 対象となる学生

全学部の学生を対象とするものであること。

###### (2) 学生の身分の所属

各学部にも所属するが、一般教育実施期間中は、学生の教育、補導その他身分上の管理は教養部において行なうものとする。

##### 2. 教官の身分

###### (1) もっぱら教養課程を担当する教官の身分は、教養部に所属するものであること。

###### (2) 教官の週当担当時間数

おおむね12時間程度を基準とすること。

##### 3. 一般教育実施期間及び教育課程

###### (1) 一般教育実施期間

1年ないし2年の間で、教育課程の組み方に応じて定めること。

###### (2) 教育課程

教養部の教育課程は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の全部と必要な場合は基礎教育科目から成るものとし、教養部の教官が主として担当することとなるが、必要により各学部所属の教官を教養部兼任教官としてその協力を得るものとする。

##### 4. 教授会

###### (1) 構成

教養部に属する教授をもって構成すること。ただし学科に教授が欠けている場合には助教授または講師を加えてもよいこと。

###### (2) 審議事項



教育課程，学生の教育，指導，学業評価，入退学，教官の人事に関する事項について審議するものであること。ただし教育課程の編成及び教官の人事については全学的な機関である教養部運営委員会（仮称）による調整の途を残しておくことが必要である。

教養部運営委員会

(1) 構 成

学長を委員長とし，各学部長，教養部長並びに各学部，教養部より選出された教授をもって構成すること。

(2) 審 議 事 項

教養部運営の基本方針，教官の人事，教育課程の編成に関する事項について審議するものであること。

教 養 部 長

(1) 選 任

教養部長は全学的見地に立って学長が当該大学の教授のうちから候補者を選び，教養部教授会および教養部運営委員会に諮って選考するものであること。

(2) 職 務

教養部長は教養部の責任者としてその運営に当ること。

教養部独立にともなう教官定員数の増加はありえない，原則的には従来から教養課程の教育のために各学部に配置されていた定員数の教官が，新しい教養部の教官数となる。足りない分は各学部の協力によってこれを補なう，というのが文部省の方針であった。

これまで，各学部では一般教育専任，専門教育専任という定員配置上の身分区分は存在しなかった。したがって教養部の独立は学部からの分離を意味することとなり，学部側にとってはその弱体化をもたらし，移行する教官にとっては，不十分な施設と定員のもとでは研究条件の悪化を惹き起こすという危惧が感じられた。

このような状況が出現するのを出来るだけ防ぐために，分離独立後も授業研究面においては相互に援助交流を行ない，特に授業面では関連学部が全面的に応援するという合意のもとで発足することになった。

教養部を構成するために集めうる定員は次のような状況であった。（昭和37年12月教養委員会議事録より）

この表に示めされる33名という数は，一般教養教育のために関連のある学部に既に配置されていたものであり，いわば潜在定員とも言うべきものであった。実際に学部より教養部への配置換えの人事は，種々の難点を抱えつつも，各学部とも慎重審議と調整を経た後に予定教官33名が決定された。

この決定に至るにあたり，特に自然科学系列の教官配置に対しては，部内は勿論，学内的にもその充実と運営に支障を来たさないよう万全の配慮がなされた。しかし他の系列では特に人文・社会系列においては専任教官は1人だけと言う結果となった。このことは其の後の教養部の運営に大きな障害をもたらした，またその充実が大きな課題となった。

教養部を構成するため集め得る定員

区 分	教授	助教授	講師	助手	計	備 考
① 一般教養担当教官として本省より配当された定員	1 3	3 2	▲ 2		2 5	法, 教, 理, 工, 学部より講師1名あて, 薬学部より助教授1名
② 一般教養語学担当のため五学部より提供されている定員		1	4		5	
③ 法文学部定員のうち一般教養へ振当てられる定員	1	6	1		× 8	
④ 理学部定員のうち一般教養へ振当てられる定員		3	4		× 7	
⑤ 教育学部定員のうち一般教養(保健体育担当)へ振当てられる定員		1	1		2	
⑥ 医学進学課程のため医学部より法文学部へ併任させてある分			1		1	
⑦ 同上 理学部へ併任させてある分			1	2	外に雇員 1 3	
計	1 4	3 13	▲ 2 12	2	2 31	

一般教養担当教官として本省より配当された定員

年 度	教 授	助 教 授	講 師	計
33年度	1 (理学部 物理)			1
35年度	1 (理学部 数学)	1 (法文学部 英語)		2
36年度	1 (法文学部 独語)	1 (理学部 化学)		2
37年度	1 (理学部 化学)	1 (理学部 生物)	▲ 2 (法文学部 経済, 国文)	2
計	4	5	▲ 2	7

医学進学課程のため併任させてあるもの(覚書交換の分)

医学部→法文学部へ 講師 1

医学部→理学部へ 講師 1 助手 2 雇 1

## 2. 組織と運営

### (1) 発足時の陣容

熊本大学教養部は、昭和39年4月1日付で正式に発足した。当初は酒井三郎部長事務取扱のもとに、専任教官33名、併任教官9名、更に兼担69名、非常勤20名の陣容で教養部の講義を担当した。ちなみに教養部第1回教官会の席で配られた「教養部職員名簿」は次のようなものであった。

教養部職員名簿(昭和39年4月1日)

部長事務取扱 (併)	教 授	酒 井 三 郎	函 学	助教授(併)	松 前 建 男
○人文科学			○外国語		
哲 学	助教授(併)	宮 内 久 光	英 語	助教授	原 田 隆 信
心 理 学	教 授(〃)	竹 原 東 一	〃	〃	金 子 正 信
芸 術 学	〃 (〃)	合 谷 春 一	〃	講 師	長 谷 川 清 二
歴 史 学	〃 (〃)	森 田 誠 一	〃	〃	藤 井 良 彦
文 学	講 師	荒 木 一 尚	〃	〃	山 田 知 良
○社会科学			〃	〃	平 戸 喜 文
法 学	助教授(併)	須 永 醇	〃	〃	丹 下 一 郎
政 治 学	教 授(〃)	山 内 一 男	〃	〃	福 田 昇 八 (外国出張中)
経 済 学	教 授(〃)	米 原 七 之 助	独 語	教 授	福 山 四 郎
地 理 学	教 授(〃)	岩 本 政 教	〃	助教授	栗 崎 了
○自然科学			〃	〃	早 川 昭 章
数 学	教 授	広 本 文 四 部	〃	〃	上 西 川 原
〃	〃	中 原 勇	〃	講 師	渡 辺 勝 明
〃	助教授	佐 々 木 四 郎	〃	〃	清 水 豊 輔
〃	〃	山 口 清 憲	〃	〃	山 口 幸 夫
統 計 学	助 手	児 玉 正 憲	〃	助 手	鈴 木 敏 夫
物 理 学	教 授	安 達 竜 三	○保健体育		
〃	助教授	近 沢 龍 雄	保 健 体 育	助教授	西 岡 寅 雄
〃	講 師	武 宮 利 徳	〃	講 師	庭 木 守 彦
化 学	教 授	大 原 英 一	○事務役付職員		
〃	助教授	横 田 了 三		事 務 長	小 野 哲 雄
〃	講 師	田 中 省 三		庶 務 係 長	宮 原 憲 輔
生 物 学	教 授	吉 倉 重 夫		会 計 係 長	吉 田 義 男
〃	助教授	石 川 重 夫		教 務 係 長	甲 佐 慶 輔
地 学	教 授	天 野 昌 久			

(2) 規 則

酒井部長事務取扱は早速部内に教授会，教官会，各種委員会を設けて教養部の運営に当たったが，その当時定められた規則の幾つかをここに示しておく。

教授会規則及びその内規は次のようになっている。

熊本大学教養部教授会規則(昭和39年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は，熊本大学学則第13条の4の規定に基づき，熊本大学教養部教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は，教養部長(以下「部長」という。)および教授をもって組織する。ただし，当該学科目に教授を欠く場合は，助教授または講師を加えることができる。

2 前項の助教授または講師は，教授人事の審議には加わることができない。

(審議事項)

第3条 教授会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教養部における教育課程ならびに教育研究に関すること。

- (2) 学生の厚生補導に関すること。
  - (3) 学生の学業評価に関すること。
  - (4) 学生の退学・休学・復学・賞罰に関すること。
  - (5) 教官の人事に関すること。
  - (6) 予算に関する事項
  - (7) 施設設備に関する事項
  - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 前項に掲げる事項のうち、教育課程ならびに教官の人事については、教養部運営協議会の調整を経るものとする。

(運営)

第4条 教授会は部長が招集し、その議長となる。

2 部長に事故があるときは、部長の指名した教授が議長の職務を代理する。

3 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教官の人事に関しては出席者の3分の2以上の数をもって決する。

(庶務)

第5条 教授会の庶務は、事務部において処理する。

#### 教養部教授会運営内規

(構成)

第1条 教授会は、教授（併任を含む）および教授会において承認した助教授・講師（それぞれ併任を含む）をもって構成する。ただし、教官人事に際しては、同格以上の教授会員でなければ出席することができない。

(議事)

第2条 教授会審議事項のうち(1)から(4)までの事項については、教官会において審議し、教授会において確認するものとする。

2 教授会審議事項のうち(6)から(8)までの事項については、教官会に附議し、その経過を徴し教授会において決定する。

(運営)

第3条 教授会は、これを定例と臨時とに分け、定例は第2、第4の月曜日とする。

2 臨時教授会の召集は、部長が必要と認めるとき、または教授会員の3分の1以上の要求があるとき、部長これを召集するものとする。

第4条 教授会召集にあたり、部長事故あるときは、部長の指名した評議員中1名がこれにかわり召集し、その議長となる。

第5条 長期出張者・休職者（3月以上病欠者を含む）は、この間中在籍教授会員から除くものとする。

第6条 教授会の議事は、これを記録し保管する。

教授会は、その都度会議の初め前回の議事録を確認あるいは訂正する。

附 則

この内規は、昭和39年4月1日から施行する。

また教官会については次のような内規が承認され、昭和39年6月1日から施行された。

教養部教官会内規

(趣旨)

第1条 教養部運営を円滑ならしめるため、教養部教官会（以下「教官会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 教官会は、教官（併任を含む）全員をもって構成する。

(議事)

第3条 教官会の議事は、教養部教授会運営内規第2条に定めるところによるものとする。

(運営)

第4条 教官会は、これを定例と臨時とに分け、定例は第2月曜日とする。

2 臨時教官会の開催は、部長が必要と認めるとき、または教官会員の3分の1以上の要求があるとき開催するものとする。

第5条 教官会は、部長これを召集し、その議長となる。

2 部長に事故あるときは、部長の指名した評議員中1名がこれにかわり召集し、その議長となる。

第6条 教官会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は原則として出席者の全員一致をもって決し、やむを得ない場合は票決による。

第7条 長期出張者・休職者（3月以上病欠者を含む）は、その期間中在籍教官会員から除くものとする。

第8条 教官会の庶務は、事務部において処理する。

附 則

この内規は、昭和39年6月1日から施行する。

酒井教授が部長事務取扱であるため、正式の教養部長を選出することになった教養部では、組織委員会が教養部長選挙規則作製の任に当り、次のような成案を得て正式に承認された。

熊本大学教養部長選考規則（昭和39年4月1日制定）

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法第4条および第25条の規定により、熊本大学教養部長（以下「部長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(部長を選考すべき場合)

第2条 部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

- (1) 部長の任期が満了するとき。
- (2) 部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部長が欠員となったとき。

第3条 部長の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の日の1月以前に、前条第2号または第3号に該当する場合は、辞任の申し出があったときまたは欠員となったときから原則として1月以内に行なう。

(選考)

第4条 部長は、各学部および教養部の教授のうちから学長が選考する。

2 前項の選考にあたり、学長は、教養部教授会（以下「教授会」という。）に部長候補者（以下「候補者」という。）の推せんを求め、その候補者について教養部運営協議会および評議会にはかるもの

とする。

(候補者推せんの方法)

第5条 教授会は、候補者を推せんするため選挙を行なう。

2 選挙に関する細則は、別に定める。

(任期)

第6条 部長の任期は2年とし、再任をさまたげない。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。



初代教養部長  
広本文四郎教授

### (3) 部 長

規則に則って教養部長の選挙が行われ、教養部発足以前の昭和36年10月からその設立に尽力した酒井三郎教授に代って、広本文四郎教授が昭和39年11月1日付で教養部長に就任した。ここに教養部発足以前をも含めて、歴代の教養部長及び事務長を列記しておく。

#### 教 養 部 長

年 月 日	官 職	氏 名	備 考
昭 24. 5. 31			熊本大学設置
" 25. 3. 10	教 養 部 主 事	高 野 巽	
" 26. 11. 16	"	広 本 文 四 郎	
" 28. 10. 15	"	高 田 運 吉	
" 30. 10. 15	一 般 教 養 部 主 事	落 合 和 男	
" 32. 10. 15	"	山 田 昌 司	
" 34. 10. 15	"	野 口 彰	
" 35. 10. 1	教 養 部 長	"	
" 36. 10. 15	"	酒 井 三 郎	
" 37. 6. 15	"	"	
" 39. 4. 1	教 養 部 長 事 務 取 扱	"	教養部設置
" 39. 11. 1	教 養 部 長	広 本 文 四 郎	
" 41. 11. 1	"	"	
" 43. 11. 1	"	高 野 巽	
" 45. 11. 1	"	"	
" (46. 7. 31	教 養 部 長 事 務 代 理	今 西 茂	46. 8. 23まで)
" 47. 4. 1	教 養 部 長	金 子 正 信	
" 48. 2. 1	教 養 部 長 事 務 取 扱	"	
" 48. 4. 20	教 養 部 長	"	
" (48. 8. 16	教 養 部 長 事 務 代 理	西 岡 寅 雄	2ヶ月間)
" 50. 4. 20	教 養 部 長	"	
" 52. 4. 20	"	"	
" 54. 4. 20	"	"	

事 務 長

年 月 日	氏 名	年 月 日	氏 名
昭35. 10. 1	佐 藤 次 郎	昭44. 4. 1	竹 原 龍 秀
〃 36. 6. 16	国 沢 浩	〃 46. 4. 1	徳 永 庄 作
〃 38. 4. 1	小 野 哲 雄	〃 50. 4. 1	緒 方 伸 一
〃 40. 4. 1	米 村 岩 雄	〃 54. 4. 1	塩 山 卯 之 助

(4) 委 員 会

昭和39年4月7日に開催された第1回教官会議において、評議員、教養部運営協議員、厚生補導協議員、図書館協議員、電子計算室委員が選出された。部内委員会については、教務、組織、予算、施設、図書、紀要、厚生補導の7委員会を発足させ、それぞれがその機能を發揮して教養部の円滑な運営に大いに与っている。その後、学内、部内共各種委員会の数は大幅に増えて今日に至っているが、それらを表示してみれば次の如くである。

部 内 各 種 委 員 会

名 称	員 数	資 格	任 期	備 考
組 織 委 員 会	各系列より各1名 (自然・外国語については各2名)	助手 以上	2 年	委員長には評議会第1部会委員をもってあてる
教 務 委 員 会	〃	〃	〃	委員長には教養部運営協議会委員をもってあてる
予 算 委 員 会	〃	〃	〃	委員長には評議会第4部会委員をもってあてる
施 設 委 員 会	〃	〃	〃	委員長には評議会第2部会委員をもってあてる
図 書 委 員 会	〃	〃	〃	委員長には図書館協議会委員をもってあてる
紀 要 委 員 会	〃	〃	〃	委員長、副委員長各1名をおき委員の互選により文系、理系のいずれかより選出する。
レクリエーション委員会	親和会幹事(各系列より5名、事務職員3名)	〃	1 年	委員長は学内レクリエーション委員をもってあてる
学生担当委員会	〃	〃	2 年	委員長、副委員長各1名は学生部委員会委員をもってあてる
教養部大学改革準備会	右各層より各2名	教授、助教授、講師、助手、事務部	〃	委員長は委員の互選により選出
公開講座委員会	各系列より各1名 (自然・外国語については各2名)	助手 以上	〃	〃
総合科目委員会	〃	〃	〃	〃
教養教育検討委員会	〃	〃	〃	〃

(5) 教養部運営協議会

教養部はその性質上、各学部と緊密な関係を保持していく必要があることから、昭和39年、その発足と同時に教養部運営協議会が制定され、次のような構成および審議事項を定めて、教養部運営の円滑化をはかることになった。

## (構成)

(1)学長, (2)各学部長, (3)教養部長, (4)各学部及び教養部ごとに選出された教授各1人

## (審議事項)

(1)一般教育課程と専門教育課程への関連事項に関すること, (2)教養部の教育方針に関すること, (3)教養部の運営方針に関すること, (4)教養部教官人事の調整に関すること, (5)その他教養部に関する重要事項

教養部は33名で発足したため、教授の数も少く、学部からの併任教授の協力を得て教授会が成立していた。そのため教官人事なども、教授会の議を経て教養部運営協議会で最終決定がなされていた。その後、教官定員も増加し、独自で教授会などの運営ができるようになったので、昭和46年3月18日の運営協議会で、教官人事は教養部で最終決定をおこない、運営協議会に事後報告することが了承された。

なお運営協議会の審議をより円滑に行うため、下部組織としての専門委員会の設置が昭和51年7月1日付で承認され、教務関係などの具体的事項を審議し、運営協議会で最終決定を行うことができるようになった。

## (6) 教 官

教養部発足当初の教官組織は、その手薄さをカバーするため併任教官制度をとっていたが、次第に教官数が増えるに従って独立の気運も高まり、昭和47年度からその制度を廃止した。しかし、年々充実の方向にあるとはいえ、教養部は自力だけで講義を維持することは不可能で、現在も多くの兼任教官、非常勤教官の出講を仰いでいる。

教 養 部 の 教 官

担当科目	氏 名	在 任 期 間	転 出 先
哲 学	宮 内 久 光	(併) 39. 4 ~ 40. 3	法 文 学 部
		(併) 41. 4 ~ 42. 3	"
		51. 4 ~ 52. 3	聖 心 女 子 大 学
"	量 義 治	(併) 40. 4 ~ 41. 3	法 文 学 部
		43. 1 ~ 45. 3	法 文 学 部
"	魚 津 郁 夫	(併) 42. 4 ~ 43. 1	法 文 学 部
		45. 4 ~ 48. 3	"
"	常 葉 謙 二	48. 4 ~ 51. 3	"
		北 川 浩 治	48. 5 ~
"	篠 崎 栄 之	52. 4 ~	
		教 育 学	小 山 直 之
"	石 川 覚七郎衛門	(併) 43. 4 ~ 45. 3	
		心 理 学	竹 原 東 一
"	大 崎 サチエ	(併) 41. 4 ~ 43. 3	尚 綱 大 学
		重 岡 和 信	43. 4 ~
"	松 永 勝 也	49. 12 ~ 53. 3	九 州 大 学
		刀 根 辰 夫	53. 4 ~
芸 術 学	合 谷 春 人	(併) 39. 4 ~ 41. 3	
		荒 木 尚	39. 4 ~ 45. 4



担当科目	氏 名	在 任 期 間	転 出 先
文 学	首 藤 基 澄	45. 5 ~	
" 学	西 田 耕 三	50. 4 ~	
法 学	須 永 永 醇	(併) 39. 4 ~ 40. 3	法 政 大 学 学 部
" 学	荒 木 精 之	(併) 40. 4 ~ 41. 3	法 文 大 学 学 部
" 学	西 嶋 梅 治	(併) 41. 4 ~ 42. 3	法 政 大 学 学 部
" 学	高 原 賢 治	(併) 42. 4 ~ 43. 3	東 京 教 育 大 学 学 部
" 学	毛 原 織 大	(併) 43. 4 ~ 44. 3	法 文 学 部
" 学	尾 上 実 治	(併) 44. 4 ~ 45. 3	"
" 学	植 村 啓 治	(併) 45. 4 ~ 46. 3	"
" 学	鎌 田 浩	(併) 46. 4 ~ 47. 3	"
" 学	大 江 正 昭	49. 4 ~	
政 治 学	山 内 一 男	(併) 39. 4 ~ 42. 3	法 文 学 部
" 学		43. 4 ~ 44. 3	熊 本 商 科 大 学
" 学		44. 4 ~	
経 済 学	森 本 哲 夫	(併) 39. 4 ~ 43. 3	福 岡 大 学 学 部
" 学	米 原 塚 七 之 助	(併) 44. 4 ~ 45. 3	福 法 文 大 学 学 部
" 学	石 山 崎 良 也	45. 4 ~ 51. 3	佐 賀 大 学
" 学	大 住 圭 介	51. 4 ~	
社 会 学	越 井 村 郁 朗	(併) 44. 4 ~ 45. 3	大 阪 教 育 大 学 学 部
" 学	仲 村 口 宏 一	(併) 46. 4 ~ 47. 3	法 文 学 部
" 学	田 口 田 誠 敬	48. 5 ~	
歴 史 学	森 工 藤 敬 一	(併) 39. 4 ~ 41. 3	法 文 学 部
" 学	猪 酒 飼 井 三 明 郎	41. 5 ~ 51. 3	"
" 学	酒 井 敏 生	51. 4 ~	"
" 学	篠 塚 林 幸 夫	(併) 39. 4 ~ 39.10	"
" 学	小 岩 本 浦 政 守	50. 4 ~	
地 理 学	三 山 口 文 四 郎	(併) 39. 4 ~ 42. 3	教 育 学 部
" 学		(併) 42. 4 ~ 45. 3	"
" 学		50. 4 ~	
数 学	山 中 佐 木 四 郎	(併) 39. 4 ~ 44. 3	東 海 大 学
" 学	佐 木 四 郎	39. 4 ~ 48. 3	"
" 学	山 口 清	39. 4 ~ 51.11	
" 学		39. 4 ~ 41. 3	理 学 部
" 学		44. 4 ~	
" 学		41. 4 ~ 45. 3	
" 学		43. 3 ~	
" 学		45. 4 ~	
" 学		48. 4 ~	
" 学		48. 10 ~	
" 学		52. 7 ~	
統 計 学	大 円 藤 正	39. 4 ~ 43. 3	大 阪 大 学 学 部
" 学	児 柳 玉 川 壽 夫	44. 4 ~ 46. 3	大 九 州 大 学 学 部
" 学	柳 長 尾 田 壽 夫	46. 4 ~ 53. 4	筑 波 大 学 学 部
" 学	坂 田 達 夫	53. 4 ~	
物 理 学	安 近 達 夫	39. 4 ~ 41. 3	中 部 工 業 大 学
" 学	近 沢 龍 三 雄	39. 4 ~ 54. 1	

担当科目	氏名	在任期間	転出先
物理学	武宮利徳	39.4 ~ 41.3	理学部
"	奥村孝一	41.4 ~	
"	紙谷正夫	40.7 ~	
"	安宅康	41.8 ~	
"	伊藤喜久男	48.5 ~	
"	原一博	54.4 ~	
化学	大原英一	39.4 ~ 44.3	银杏短期大学
"	横田了三	39.4 ~ 50.3	熊本工業大学
"	田中省三	39.4 ~	
"	水野正雄	40.3 ~	
"	有地鎮行	45.4 ~	
"	坂本範昌	50.4 ~	
"	吉田文真	49.5 ~	
生物学	吉倉重夫	39.4 ~ 42.3	理学部
"	石川重夫	39.4 ~ 41.8	"
"		52.4 ~ 54.3	熊本商科大学
"	鈴木明郎	39.5 ~ 41.6	理学部
"		42.10 ~	
"	井上覚	41.8 ~ 45.4	理学部
"	松田仁志	41.11 ~ 42.6	大阪府立理科教育センター
"	石倉成行	41.7 ~ 45.3	理学部
"	石田昭夫	42.7 ~ 45.10	"
"	伊東鎮雄	45.5 ~ 50.3	"
"	今江正知	45.10 ~	
"	内野正徳	48.5 ~	
"	宮脇春徳	50.4 ~ 52.3	理学部
"	日高徹久	54.4 ~	
地学	天野昌	39.4 ~ 44.3	"
"	今西茂	44.1 ~	
"	高橋俊正	49.7 ~	
図学	松前正男	(併) 39.4 ~ 40.3	工学部
"	平井夫	(併) 40.4 ~ 41.3	"
"	前田男	(併) 41.4 ~ 42.3	"
"	平田仁	(併) 42.4 ~ 43.3	"
"	内山督	41.2 ~	
"	植田宏	53.4 ~	
情報科学	近沢龍	54.2 ~	
英語	原田隆	39.4 ~ 52.3	医療技術短期大学部
"	金子信	39.4 ~	
"	長谷川二	39.4 ~	
"	福田八	39.4 ~ 47.10	教育学部
"	藤井良	39.4 ~	
"	山下良	39.4 ~	
"	丹下一郎	39.4 ~ 49.3	教育学部
"	平戸文	39.4 ~ 44.3	熊本女子大学
"	谷川二郎	43.4 ~ 52.3	法文学部
"	西川盛雄	44.4 ~	

担当科目	氏 名	在 任 期 間	転 出 先
英 語	木 村 正 人	47. 10 ~	
"	船 倉 正 憲	48. 9 ~	
"	中 島 最 吉	49. 4 ~	
"	アラン・D・ローゼン	49. 10 ~	
"	鈴 木 蓮 一	52. 4 ~	
"	藤 崎 睦 男	52. 4 ~	
"	樋 口 康 夫	52. 5 ~	
ドイ ツ 語	福 山 四 郎	39. 4 ~ 46. 3	東 海 大 学
"	栗 崎 了	39. 4 ~ 47. 4	法 文 学 部
"	早 川 昭 章	39. 4 ~ 40. 10	名 古 屋 大 学
"	上 西 川 原 章	39. 4 ~	
"	渡 辺 勝 明	39. 4 ~ 40. 3	埼 玉 大 学
"	清 水 豊 明	39. 4 ~ 43. 3	千 葉 大 学
"		51. 10 ~	
"	山 口 幸 輔	39. 4 ~ 43. 3	東 京 外 国 語 大 学
"	鈴 富 本 敏 匡	39. 4 ~ 46. 3	九 州 大 学
"	富 本 敏 匡	40. 4 ~ 43. 3	東 海 大 学
"	春 日 野 省 三	40. 10 ~ 46. 3	広 島 大 学
"	高 野 隆 巽	42. 8 ~ 48. 4	熊 本 工 業 大 学
"	嘉 野 隆 太	43. 4 ~	
"	田 中 雄 次	43. 4 ~	
"	在 間 進 一	44. 4 ~ 48. 3	
"	森 光 昭 仁	45. 4 ~	
"	久 保 田 美 江	46. 4 ~	
"	清 田 井 美 啓	46. 4 ~ 47. 3	
"	安 井 沢 透 己	46. 9 ~	
"	須 村 直 一	47. 4 ~ 51. 10	信 州 大 学
"	上 村 直 一	48. 4 ~	
"	杉 谷 恭 介	48. 4 ~	
"	インゴー・K・メーラツ	52. 10 ~	
"	谷 本 慎 介	54. 4 ~	
フ ラ ン ス 語	井 上 厚 雄	48. 4 ~	
"	常 岡 晃 夫	50. 4 ~ 52. 3	法 文 学 部
"	山 口 俊 夫	52. 4 ~	
"	大 熊 篤 雄	54. 5 ~	
保 体 健 育	西 庭 寅 守	39. 4 ~	
"	木 川 昌 彦	39. 4 ~ 44. 1	教 育 学 部
"	古 松 元 尚	41. 4 ~	
"	岩 崎 尚 健	43. 4 ~	
"	谷 口 健 一	44. 4 ~	
"	唐 杉 一 八	48. 6 ~	
"	佐 野 新 一	52. 5 ~	
"		54. 5 ~	

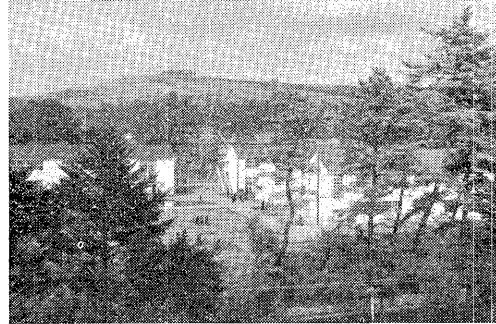
## (7) 教養部の建物

熊本大学における一般教育は、大学発足後東光原に建てられた木造2階建の校舎で行われて

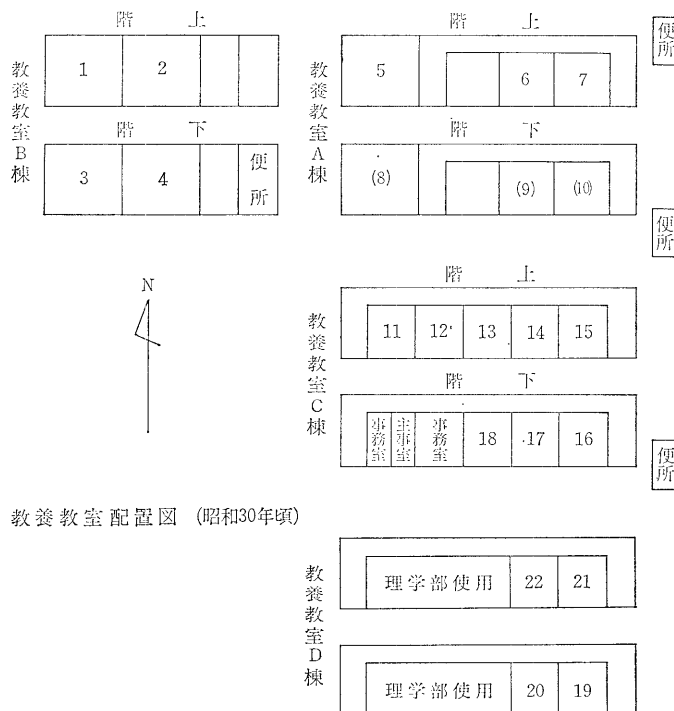
きたが、何しろ戦後間もなくの物資欠乏時代の建物で、研究教育を行う場としては貧弱なバラック建であった。それがほぼ法文学部、教育学部と時を同じくして教養部にも鉄筋4階建の建物の建築が認められ、現在見られるような風格のある建物が出来上った。



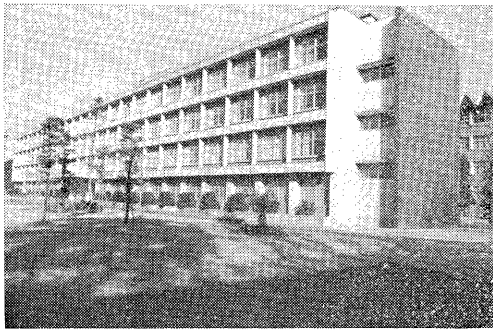
夏目漱石の碑より旧校舎を望む



旧校舎

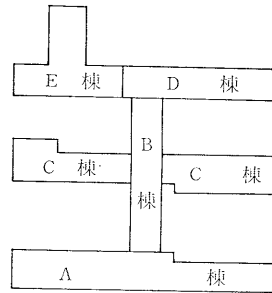


工事は3期に分けて行われた。まず昭和40年9月30日、教養部新営建物第1期工事の地鎮祭が行われ、翌41年3月10日、研究室、実験室、管理棟の鉄筋コンクリート造りの4階建、延面積3,461m<sup>2</sup>が竣工した。(これが現在のA棟) 次いで同年4月30日、第2期工事の起工式が行われ、同年11月10日、研究室、講義室の鉄筋コンクリート造り4階建、延面積5,885m<sup>2</sup>が竣工した。(これが現在のB・C棟) 昭和42年1月11日より新館教室の一部が初めて使用されたが、当初は土足で新しい建物を汚すにしのびず、上ばきに履きかえて建物に入ったものであり、現在でもその当時の名残りの靴箱が殆ど使われないまま教養部正面玄関入口の所にその姿を留めてい



現在の教養部 手前がA棟、後ろがC棟

教養部配置図

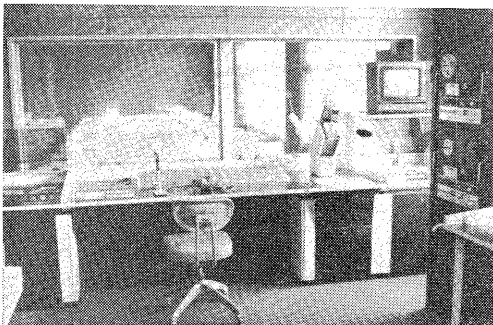


る。更に第3期の工事として昭和43年3月10日、講義室の鉄筋コンクリート造り3階建、延面積2,768m<sup>2</sup>が竣工。L・L教室に語学演習装置一式が設置された。(これが現在のD棟)

これから数年を経て教養部は更に2回の建増し工事をして現在に至るのである。即ち、上記のようにして建てられた教養部の建物面積は、まだ1,000m<sup>2</sup>程不足していたため旧図書館を教養部の建物として転用することにし、昭和49年5月7日、その工事の竣工を見るに至った。旧図書館の内部は大幅に改造され、それは研究室、講義室から成る1,202m<sup>2</sup>の建物となって再生した。(これが現在のE棟)当初は建物の表面も改装する要求を出していたが、予算の関係から見送られ、現在見られるように本館の方とはちぐはぐのままになっている。更にそれから2年後、旧講堂の地に新宮建物を建設する予算がつき、講堂を撤去した跡地に現在見られるような研究室、講義室、会議室から成る1,446m<sup>2</sup>の鉄筋コンクリート4階建が、昭和51年5月31日竣工したのである。

また昭和43年に設置されたL・L教室も当時のオープンリール式のものからカセットテープ式のものに切換えるための工事費が昭和52年度につき、昭和52年12月その改装工事が完了し、面目を一新したL・L教室がお目見えすることになった。

このように教養部の建物は、次第にその規模を大きくして行きつつあるが、教官数の増加に伴って研究室、実験室などに不足を来しているもので、近い将来、更に教室棟、研究棟の増築を行わねばならない日が来るであろう。



L・L・教室オープンリール式



L・L・教室カセット式……現在のもの

### 3. カリキュラム

#### (1) 発足当時と現状

新制大学が発足した当初からよく言われて来たことであるが、旧制大学がややもすれば専門教育に重点を置いていたのに対し、新制大学は、専門教育のほかに一般教育を施すことをその特色とする。そしてこの両者がお互いに有効に機能し合うことにより、学生を良き社会人として練成することをその目標とした。それだけに大学における一般教育の存在意義は大きく、その責任は重いものがある。

このような根本的な考え方に基づいて教育の内容は編成され、教養部では、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目を担当し、大学の4カ年（医学部は6カ年）の課程のうち、最初の2カ年を主として一般教育課程の履修期間とした。つまり、医学進学課程を除き、大学発足以来、1年次生は専ら一般教育課程を、2年次生は一般教育課程と専門課程とを並行して履修して来たのである。

昭和39年4月から教養部は正式に独立したが、カリキュラム全般については、それまでの制度をおおむね踏襲した。その後数次に亘る改革を経て、今日に至っているが、ここに「昭和54年度一般教育科目、外国語科目、保健体育科目授業一覧表」をかかげておく。これにより現在教養部で行われている授業形態の一端が窺い知れるであろう。

#### (2) 総合科目・小人数クラス

ここで教養部授業科目の中の一特色である「総合科目」「小人数クラス」について触れておこう。総合科目は「一授業科目を数人の教官が担当し、各専門分野から教官が総合的に授業を進めて行くものであり、複雑多岐化する社会の中で自己の存在位置を認識し、調和のとれた総合的思考力を養成することを旨とするとともに、専門課程との有機的な関連性を深め」ることをその主旨として、教養部に開講されている科目である。この総合科目は教養部独立の年にまず呱呱の声を上げている。

総合科目は酒井教授が立案され、昭和39年度にテストケースとして開講された。その年度の『一般教育課程の案内』には、「昭和39年度より単位は認定するが科目は系列外として総合科目を開設する。総合科目は各授業科目のうち相互に関連したもの又は各系列で関連のある問題を比較対照的な観点から考究しようというもので、本年度は教養部長の『18世紀科学史』が開講される。一般教育の学問を広い視野から展望するため是非聴講されたい」とある。しかし、単位は与えるが3系列の枠外として取扱うことに問題があり、(当時の設置基準ではそうせざるを得なかった訳であるが)、結局次年度からの総合科目開講は見送られることになった。

それがより充実した形をとって本格的に授業科目に登場したのは、学園紛争後の昭和45年度からのことである。熊大紛争を収拾するに当たって教養部が出した「反省と願いをこめて新入生諸君へよびかける」と題したパンフレットの中で、教養部は総合科目について次のように述べ







ている。「全学の教官の参加による総合科目（例えば「公害問題」をめぐって医学・薬学・工学・法学・社会学などの各専門分野の教官が総合的に検討するような授業）の開設など、授業の改革に積極的にとりくむことが、必然的に要請されるであろう。また総合科目を有効、適切に開設してゆけば、教養課程と専門課程との有機的連関の欠如という、従来の大学教育の欠陥を是正する道を切り拓くことができるであろう。」

そして昭和45年度は「情報」「医学概論」の2科目が開設され、単位も4単位が認められるようになった。（単位認定方法は、「情報」は法文学部・教育学部の学生が修得した場合は自然科学系列の4単位として、理学部・医学部・薬学部・工学部の学生が修得した場合は人文科学系列の4単位としてであった。また「医学概論」は、法文学部・教育学部の学生が修得した場合は自然科学系列の単位として、理学部・医学部・薬学部・工学部の学生が修得した場合は社会科学系列の4単位として認められた。）

次に年次を追って総合科目の開設科目名を列記しておく。

- 昭和46年度 「情報」「言葉と人間」「医学概論」
- 昭和47年度 「情報」「言葉と人間」
- 昭和48年度 「情報」「言葉と人間」「人間と文化」
- 昭和49年度 「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」「言葉と人間」「ヒトと文化」
- 昭和50年度 「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」「言葉と人間」「ヒトと文化」

昭和51年度からは、いわゆる「くさび型教育方式」の施行に伴い、総合科目は第3年次生を対象にして開講されることになった。従ってこの年度に入学した学生が3年次生になるまでの

小 人 数 ク ラ ス

系列 年度	人 文	社 会	自 然
43	哲学, 国文学	日本史	
44	哲学, 心理学, 国文学, 外国文学 (英文学, 独文学)	日本史	数 学
45	哲学, 心理学, 国文学, 外国文学 (英文学), 外国文学 (独文学)	政治学, 日本史, 西洋史	数学, 物理学
46	"	"	数 学
47	"	政治学, 日本史	"
48	倫理学, 心理学, 国文学 (近代), 国文学 (古典), 外国文学 (英文学), 外国文学 (独文学)	日本史	"
49	哲学, 心理学, 国文学 (近代), 国文学 (古典), 外国文学 (英文学), 外国文学 (独文学)	日本史 (中世), 日本史 (近世), 政治学, 西洋史, 社会学	"
50	"	日本史, 法学, 政治学, 西洋史, 社会学	"
51	"	日本史, 西洋史, 政治学, 社会学	数学 (文系)
52	哲学, 心理学, 国文学Ⅰ, 外国文学 (英文学), 外国文学 (独文学)	日本史, 西洋史, 社会学	
53	"	日本史, 西洋史	数学Ⅰ
54	哲学, 心理学, 国文学Ⅰ, 外国文学 (英文学, 独文学, 仏文学)	日本史, 地理学	数学Ⅰ, 生物学

2年間は、総合科目は自然休講ということになり、昭和53年度から第3年次生（医進課程は第2年次生）を対象に、より充実した内容となって開講された。開講科目名は次の通りである。

「情報Ⅰ」、「情報Ⅱ」、「文化と宗教」、「1930年代の歴史と文学」、「健康—正常と異常」、さらに教養部がかねての要望であった「情報科学」の定員が認められ、これまで「情報」を担当していた近沢龍雄教授が物理学科より移籍、昭和54年度からそのポストに着いた。

昭和54年度の開講科目は、「情報Ⅰ」、「情報Ⅱ」、「文化と宗教」、「1930年代の歴史と文学」、「健康—正常と異常」「環境」である。

「小人数クラス」については、昭和43年度から教養部の授業形態として取り入れられて今日に至っている。従来の大講義室での講義はややもすれば一方通行的な講義形式であったので、この欠点を少しでも改善し、学生の積極的な参加によって学習を進めることで、内容をさらに充実したものになりたいとの念願から、受講生の数を制限して小教室で演習式に行う方式とした点に特色があり、今日まで以下のような講義が行われ、その成果を取めている。

### （3） 大学設置基準の改正

文部省令第28号（昭和31年）による大学設置基準の一部を改正する省令が、昭和45年8月31日、公布され、昭和46年4月1日から施行されることとなった。『新しい大学設置基準——一般教育——』（昭和45年11月 文部省発行）によれば、「大学における教育、とくに一般教育関係の教育課程を従前より弾力的に編成、展開することが出来るよう所要の措置を講じたものである」が、更にその内容を具体的に知るために、同書に記されている「改正の趣旨」の要点を示すことにする。

大学における一般教育は、過度の専門化による弊害を避け、良識のある市民としての教養をつちかうため、いわゆる新制大学の重要な理念の一つとして戦後とり入れられたものであるが、20年の経験を経た今日、なお必ずしも大学教育に定着したとはいいがたく、その改善方策については、従来から重要な、かつ緊急を要する課題とされてきた。……

しかし、一昨年来の大学紛争を直接の契機として、最近多くの大学において自主的な大学改革のための検討が進められ、その一環として、大学教育の内容、とくに一般教育の改善を図ろうとする具体的な動きが目だってきており、それにともなって、大学設置基準の関係部分の改正を要望する声が、国立大学協会など各方面から高まってきた。……

もとより、大学の管理運営、教育研究組織等制度の基本に触れるような改善策については、現在、審議が進められている中央教育審議会の最終答申をまち、これを基礎として具体的に取組んでいく予定であるが、一方、現行制度のわく内でとりうる改善措置については、関係者の合意を得られる部分から、できるだけ、すみやかに着手してゆくことが適当であると考え

る。

今回の改正は、以上のような観点に立ち、大学設置基準のうち主として、一般教育に関する部分を改正することとしたものである。……

この主要改正点は次のようなものである。

1. 大学は、一般教育科目に関する授業科目を、人文、社会および自然の三分野にわたって開設するものとする。その授業科目は一つの学問分野に関するもの又は特定の主題を教授するため二以上の学問分野の内容を総合したものとする。
2. 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。
3. 卒業の要件として修得すべき単位は、それぞれ一般教育科目については人文・社会および自然の三分野にわたり36単位、外国語については8単位、保健体育科目については4単位および専門教育については76単位を含め124単位以上とし、学部、学科等の種類によって教育上必要があるときは、12単位までを、外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目についての単位で代えることが出来る。
4. 医学または歯学の学部の進学課程の修了の要件のうち、一般教育科目について修得すべき単位数は、人文、社会および自然の三分野にわたり36単位とし、教育上必要があるときは、12単位までを外国語科目、または基礎教育科目についての単位で代えることが出来る。

教養部ではこの問題を早速昭和45年9月14日の教官会議の議題として取り上げ、毎回のよう  
に教官会議で討議を深めていき、更に教養部運営協議会専門委員会での審議を経て、昭和47年  
4月1日から、その改訂、実施を見るに至った。その具体的な履修方法を表示したものが、以  
下に示す「一般教育課程履修方法」である。

#### (4) くさび型教育

熊本大学教育委員会は、昭和49年6月26日、学長宛てに「くさび型教育」についての答申を  
出し、「くさび型教育」の早期実施を提案したが、その答申にも述べられているように、この  
型での教育のモデル・ケースは、昭和48年度から工学部と教養部との間に既に実施されてい  
たものである。当時はこれを「相互乗入れ」と呼び、工学部からの申入れを受けて、工学部の専  
門の時間の一部を一年次に下ろす一方、教養部の授業の一部を3年次に上げる、いわゆる「く  
さび型」が、工学部の学生のみを対象にして行われていた。

一方、大学紛争後に発足した熊本大学改革委員会は、「教育課程と教育体制に関する答申」  
(昭和47年5月)の中で「くさび型」の意義を強調し、その実施を提唱したが、それが熊本大  
学教育委員会に引き継がれ、同委員会の上記答申となって現れたわけである。同委員会は、  
大学教育における一般教育と専門教育が「大学教育の中に別個に位置を占めるのではなく、車  
の両輪のごとき関係にある」ことの再認識を促し、「25年の歴史の中で暗黙のうちに一般教育  
課程を専門教育のための予科的課程として位置付けてきたきらいはなかったであろうか」と問  
い、「くさび型教育」の実施が「総合大学の特色を生かして各専門分野を有機的に関連させた  
大学教育の促進と相いまって個々の努力だけでは越えられない現在の大学教育の不備を補う有  
力な制度的保障となりうる」と結論している。

この答申を受けて、くさび型実施委員会が発足し、「相互乗入れ科目」「指定科目」「時間割  
編成」「進級基準」など、実施に当たっての具体的な問題について検討を重ねた結果、昭和50年  
12月15日の「くさび型実施委員会報告書」となって、昭和51年度から実施されることになっ

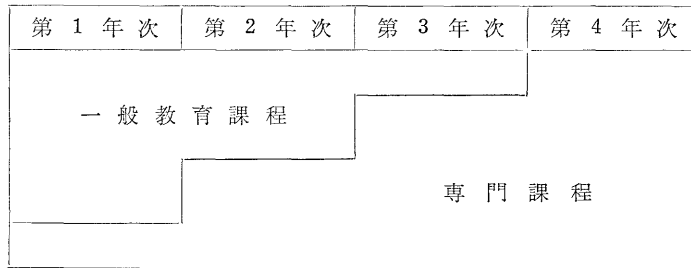
一般教育課程履修方法

区	分	一般教育科目				外国語科目		保健体育科目		基礎教育科目	合計(単位)	学科・課程・専攻別 履修指定科目
		選択必修		自由 選択	計(単位)	第一 外国語	第二 外国語	講	実 技			
		人文分野	社会分野									
法文学部	法学	8	8	8	36	英(Ⅰ ～Ⅳ) 8	独(Ⅰ ～Ⅳ) は また(Ⅰ ～Ⅳ) 8	4	4	56		
	哲学	8	8	8	38	英(Ⅰ ～Ⅳ) 8		4	4	50	歴史学(4), 地理学(4), 政治学(4)または経済学(4)	
	史学	8	10	10	38	" 8		4	4	50	数学(6) 物理学(4), 化学(4), 生物学(4), 地学(4)	
	文学	8	10	16	38	" 8		4	4	50	美術(4)	
教育学部	社会学	8	14	8	38	英(Ⅰ ～Ⅳ) 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4), 生物学(4), 化学(4)	
	数学科	8	10	10	38	" 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4), 生物学(4), 化学(4)	
	理学	8	10	16	38	" 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4), 生物学(4), 化学(4)	
	美術	8	10	8	38	" 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4)	
	技術	8	10	8	38	" 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4)	
	家庭	8	10	8	38	" 8		4	4	50	物理学(4), 化学(4)	
教育学部	外国語専攻	8	10	12	38	" 8	独(Ⅶ ～Ⅷ) 4	4	4	54	化学(4), 生物学(4)	
	特別看護課程	8	10	8	38	" 8		4	4	50	化学(4), 生物学(4)	
	その他の専攻	8	10	8	38	" 8		4	4	50	化学(4), 生物学(4)	

(次の科目を含めて履修すること。専攻により、専攻科目(4)または通に日本国憲法(2)に倫理(4)を(4)ま)

理 学 部	数 学 科	8	8	11	9	36	独(Ⅰ) 8 英(Ⅰ) 6 独(Ⅱ) 6 英(Ⅱ) 6	14	4		54	数学(6), 物理学(4), 同実験(1)
	物 理 学 科	8	8	11	9	36	" 8	14	4		54	数学(6), 物理学(4), 同実験(1)
	化 学 科	8	8	11	9	36	" 8	14	4		54	数学(6), 物理学(4), 同実験(1)
	地 学 科	8	8	13	7	36	" 8	14	4		54	数学(6), 物理学(4), 同実験(1), 化学(4), 物理学(4), 化学(4), 生物学(4)のうちから地学(4), 同実験(1)を含めて13単位
	生 物 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	生物学(4), 同実験(1), 数学(6), 物理学(4), 物理学(4), 同実験(1), 化学(4), 同実験(1), 地学(4), 同実験(1)のうちから生物学(4), 同実験(1)を含めて13単位
医 学 部	医学進学課程	8	8	21		37	英(Ⅰ) 8 独(Ⅰ) 8 英(Ⅱ) 12 独(Ⅱ) 12	20	4	14	75	数学(6), 物理学(4), 同実験(1), 化学(4), 同実験(1), 生物学(4), 同実験(1), 基礎教育科目は、統計学(4), 医用電子工学(4), 生物化学(2), 比較生物学(4)
薬 学 部	薬 剂 学 科 薬 学 科	8	8	10		26	独(Ⅰ) 8 英(Ⅰ) 6 独(Ⅱ) 6 英(Ⅱ) 6	14	4		44	数学(6), 物理学(4)
工 学 部	土 木 工 学 科	8	8	15	6	37	独(Ⅰ) 8 英(Ⅰ) 6 独(Ⅱ) 6 英(Ⅱ) 6	14	4		55	地学(4)
	建 築 学 科	8	8	15	6	37	" 8	14	4		55	図学(4)
	資 源 開 発 工 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	化学(4)
	金 属 工 学 科	8	8	15	6	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	機 械 工 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	生 産 機 械 工 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	電 気 工 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	電 子 工 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	工 業 化 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
	合 成 化 学 科	8	8	13	8	37	" 8	14	4		55	図学(2)
			8	8	13	8	37	" 8	14	4		55

た(医学部を除く)。くさび型教育方式による一般教育課程と専門課程の年次配当を図示すれば、次のようになる。



以下に、この「報告書」と、それが教養部のカリキュラムの中に具体的な姿をとった「年次別基準配当単位数」の表とを示しておく。

くさび型実施委員会報告書(昭和50年12月15日)

くさび型実施委員会(以下「委員会」という)は、昭和49年6月26日に熊本大学教育委員会より学長宛てに提出された「くさび型教育」についての答申(以下「答申」という)に基づいて評議会の議を経て発足し、昭和51年度からくさび型教育制度(以下「くさび型」という)を実施するため、主として次の議題について検討を重ねてきました。

1. 相互乗入れ科目
2. 指定科目
3. 時間割編成
4. 進級基準
5. その他

各項目ごとの詳細は後述しますが、全体の結論としては次の問題点の整理を残すだけで昭和51年度から「くさび型」が実施される目途が立ちましたので、ここに報告いたします。

#### 問題点

- (1) 法文学部の3コマ乗入れを将来は、全学統一的に4コマ乗入れにするかどうかの検討。
- (2) 医学部は設置基準との関係で51年度は実施できなかったため、今後「くさび型」をどのように実施するかを検討。

#### 1. 相互乗入れ科目

くさび型実施の基礎となる一般教育課程と専門教育課程の科目、開講曜日、時間数などは次のようにする。

- (1) 相互乗入れ時間数は週1日4コマとする。ただし、法文学部では3コマとする。
- (2) 相互乗入れ曜日は、第1年次と第3年次の月曜日とする。
- (3) 第1年次に開講される専門教育科目は次のとおりである。

(省略)

- (4) 第3年次に開講される一般教育課程の科目は次のとおりである。

#### 一般教育科目

- (a) 分野別、学部別の開講科目は添付資料№1のとおりである。
- (b) 総合科目は第3年次で開講し、全学共通の帯として時間割を編成する。

#### 外国語科目

- (a) 各学部にて1コマ開講し、これは必修外国語とする。ただし、教育学部では選択外国語とする。
- (b) 法文学部では英語、教育・薬学部では独語、理・工学部では独語（または仏語）とする。
- (5) 学生は第3年次において、次に規定されている以上の科目を修得しなければならない。なお、これらは、第1・2年次に開講されている科目で代替することはできない。

法文学部……一般教育科目1科目、外国語科目1科目  
 教育学部……一般教育科目と外国語科目の中から2科目  
 理 学 部……一般教育科目1科目、外国語科目1科目  
 薬 学 部……一般教育科目1科目、外国語科目1科目  
 工 学 部……一般教育科目1科目、外国語科目1科目

## 2. 指定科目

教養部から、一般教育の理念及び時間割編成上の障害などの理由で、この制度の撤廃が提案され、理学部を除き各学部は従来どおりとし、理学部は減らす方向で検討したとの意見が述べられたが、それを審議することは委員会の性格上無理なので、別の機関で行うのが適当であるとの結論に達した。ただし、時間割編成上障害となるものは検討することになった。

## 3. 時間割編成

相互乗入れの時間数、その曜日、第3年次学生に対する一般教育課程の開講科目などの大枠は「答申」に述べられている。その具体化としての時間割編成の基本方針は次のとおりである。

- (1) 学生が時間をかけて学習ができるよう、過密な時間割にならぬようにする。
- (2) 各年次に対する基準配当コマ数は、諸条件に制約されているが、できるだけ年次による偏りが生じないようにする。
- (3) 基準配当コマ数は、その年次の最低基準単位数を満すだけなので、実際の開講コマ数は、それよりも幾コマかふやして配当する。
- (4) 各学部に対する開講コマ数は、できるだけ揃える。
- (5) 各科目（一般教育・外国語・保健体育）の年次配当及び週の曜日配当は、できるだけバランスがとれたものとする。
- (6) 時間割は、一般教育科目の人文・社会・自然各分野、外国語科目及び保健体育科目の中枠に分けて編成する。総合科目と小人数クラスは全学共通の帯として別に考える。（個々の科目については中枠の中で配当する。）施設による制約がある実験・実技などの科目は優先して配当する。
- (7) 第1年次の科目の配当は、文系の学生には文系、理系の学生には理系のものを多くする。第2、3年次では文系の学生は理系、理系の学生は文系の科目を多くする。
- (8) 各学部の指定科目は一応現行のまま存続するものとして、その履修条件をみたくように編成してみる。

審議の結果、添付資料No.1、No.2のとおり承認され、あわせて次の2項が確認された。

- (a) 第2年次の一般教育課程の開講は、法文・教育学部では月、木、土、理・薬・工学部では月、金、土の3日間とし、他の曜日は専門課程の開講とする。
- (b) 実施にあたっての一部変更はあり得る。

## 4. 進級基準

進級基準については、「答申」に「従来の各学部進級基準に検討を加え、全体的により統一的な基準を設定することが望ましい」と述べられている。

それに基づいて審議された進級基準は単に学生が進級するか留年するかの問題だけにとどまらず単位制度、教育効果、厚生補導などの問題までに発展し、それに教養部と各学部との事情がからんで意見の一致を見ることは困難であった。

教養部からは進級基準を撤廃し、ガイダンスによる指導を行う案と特定科目による規制は廃止し、総量規制(22単位)を行う案との2案が提出され、種々検討の結果、次のとおり決定された。

- (1) 教養部では進級基準を設けず、各学部で22単位の総量規制とし学部規制を設ける。(止むをえない場合は特定科目を含むことがある。)但し工学部は学部規則を設けない。
- (2) 単位の認定は教養部で行い、進級の認定は各学部で行う。
- (3) 留年学生の補導は教養部で行う。

#### 5. その他

これまで述べてきた事項に関連して、委員会の審議の中で確認されたことは次のとおりである。

- (1) 昭和51年度の時間割編成から、第2年次の一般教育課程と専門課程の曜日配当を「くさび型」時間割にそろえる。
- (2) 教養部は学部の、学部は教養部の開講曜日には開講しない。

年次別基準配当単位数

年次	学部区分	法文	教 育		理	医	薬	*工	
			文	系					
			外 専	そ の 他					
1	一般	20	20		24	25	30	18	28~32
	外語	8	4		4	8	8	8	8
	保体	(体育実技は第1年次から行なうが、単位は第2年次で認定される)							
	小計	28	24		28	33	38	26	36~40
2	一般	12	14	12又は10	8又は6	7	7	4	5~1
	外語	6	6	4		4	8	4	4
	保体	4	4			4	4	4	4
	基礎	—	—			—	10	—	—
	小計	22	24	20又は18	16又は14	15	29	12	13~9
3	一般	4	4	4又は8		4	—	4	4
	外語	2	2	2又は0		2	—	2	2
	小計	6	6	6又は8		6	—	6	6
計	一般	36	38		36	37	26	37	
	外語	16	12	8		14	16	14	14
	保体	4	4		4	4	4	4	
	基礎	—	—		—	10	—	—	
	合計	56	54	50	50	54	67	44	55

\* 単位数の違いは、学科により指定されている科目(単位)が異なるためである。



(3) 教養部の定期試験で第3年次の試験日（月曜日）が休日になる場合は翌日の火曜日を試験日にあてる。

(4) 専門課程の科目が、前期と後期に分けて開講される場合、後期になって一般教育課程の科目と重複を生じる場合が毎年みられる。「くさび型」の実施によってこのような事態が生じないように努力する。

なお「くさび型」の効果的な運営や反省のために、数年後には「くさび型」全般に亘る再検討が必要である。

(5) 合宿研修

教育部では教官と学生との接触をできるだけ密にして、より充実した学生生活を送ることが出来るように、これまでも色々な形で企画が立案され実行されて来ている。それらのものの中の一つに「厚生補導特別企画合宿研修」がある。この企画は、新入生と教職員が起居を共にして研究討議を、野外活動を、またリクリエーションを行うことにより、大学の理念と学生の使命を理解し、我々をとりまく諸問題に対する正しい考え方と、それらの理解に必要な積極的態度を集団生活の中で体得し、意義ある学生生活への道標を見出させようとするを目的とした。昭和43年度に教養部オリエンテーション・セミナーの名称の下に企画実施された。昭和44年度以降は大学紛争とその後遺症のため一時中断されたが、やがて昭和47年度から復活し、その名称も厚生補導特別企画合宿研修と改められて、毎年11月に行われている。一年生の4分の1に当る数の学生がこの企画に参加し、終了後の反省会や感想文を通して、彼らがこの企画に賛同し積極的にその意義を認めていることが知れ、年々好評のうちに終わっている。昭和52年度は一部その時期をくり上げて夏休み前に実験的にこの企画が実施されるなど、よりよい時期と方法を求めている努力が続けられているのが現在の状況である。次にその概略を表に示しておく。

年 月 日	行 先	人 数	行 事
昭和43. 5. 4~5 5. 4~5 5. 11~12	熊大阿蘇研修所	40名	(1日目) 講演, 分団討議 (2日目) 全体討議, 登山
	国立阿蘇青年の家	45	
	熊大阿蘇研修所	44	
		----- 129	
昭和47. 11. 18~19 11. 25~26 12. 2~3	熊大阿蘇研修所	40	(1日目) 講演, 討議 (2日目) 登山
	〃	26	
	九重共同研修所	88	
		----- 154	
昭和48. 11. 10~11 11. 17~18 11. 24~25	湯布院青少年スポーツセンター	127	(1日目) 懇談会, キャンドル サービス, クラス別討 論 (2日目) 登山, 講演, 史蹟め ぐり
	九重共同研修所	60	
	鹿児島県立青少年研修センター	106	
		----- 293	
昭和49. 11. 9~10 11. 16~17	雲仙ユースホステル青雲荘	132	(1日目) 懇談会, キャンドル サービス, クラス別ミ
	湯布院青少年スポーツセンター	58	

年 月 日	行 先	人 数	行 事
11. 16~17	九重共同研修所	76 266	ミーティング (2日目) 登山, ミーティング, 見学
昭和50. 11. 1~2 11. 8~9 11. 22~23	雲仙ユースホステル青雲荘 九重共同研修所 "	192 66 94 352	(1日目) 懇談会, キャンドル サービス, クラス別ミ ーティング (2日目) 登山
昭和51. 11. 6~7 11. 13~14 11. 20~21	雲仙ユースホステル青雲荘 九重共同研修所 島原共同研修センター	156 75 87 318	(1日目) 懇談会, キャンドル サービス, クラス別ミ ーティング (2日目) 登山
昭和52. 7. 9~10 11. 5~6 11. 12~13 11. 12~13	島原共同研修センター 湯布院青少年スポーツセンター 島原共同研修センター 九重高原朝日高原福祉センター	39 103 51 70 263	(1日目) キャンプファイヤー, キャンドルサービス, 交歓会, ミーティング (2日目) 登山
昭和53. 5. 13~14 11. 18~19 " 11. 25~26 "	九重共同研修所 (A)九重高原朝日高原福祉センタ ー " (B)島原共同研修センター (C)九重高原朝日高原福祉センタ ー " (D)島原共同研修センター	34 78 85 68 74 339	(1日目) キャンドルサービス, ミーティング (2日目) 登山, 史跡探訪

## (6) 公開講座

大学の講義をただ大学内だけのものにとどめず、広く一般に開放して知的コミュニケーションの輪を広めようとの試みは、殊に学園紛争後各地の大学で顕著であったが、教養部においても、昭和50年に夏期休暇を利用して第1回の公開講座が開講されて以来、毎年開かれて今日に至っている。当初は準備委員会を発足させ、世話人を決めて、テーマの選定、講師の依頼、さらにはポスターを作って一般市民の来聴を訴えたりもした。1, 2回は真夏の蒸し暑い教室での講義であったが、3回目からは冷房のきいた大会議室で行われるようになった。講座のテーマは、教養部の講義の中でも特色のある総合科目を生かして毎年工夫がこらされ、54年度はバドミントン・スケートなどの実技指導も取り入れ、バラエティに富んだ企画が次々に考え出されて好評を博している。

次に第1回からの開催期日とそのテーマとを記しておく。

第1回 昭和50年8月18日~8月29日

テーマ「情報社会と人間」

第2回 昭和51年8月23日~9月3日

テーマ「環境と人間」

第3回 昭和52年7月11日～7月22日

テーマ「ことばと人間」

第4回 昭和53年7月10日～7月21日

統一テーマなし

第5回 昭和54年

テーマ「心とからだの健康」, 「婦人バドミントン教室・婦人スケート教室」

## 4. 学生 の 動 向

### (1) 学 園 紛 争

当時の物価高騰が生協食堂の「定食費値上げ阻止」を引き起し、それがもとで生協が大学に要求してきた、いわゆる「水光費負担」を発端として両者の間に紛糾を生じ、更にそれがエスカレートしていった「熊大紛争」の全体についての叙述は「通史篇」の方に譲ることにして、ここでは教養部がこの紛争に関わった部分のみについての事実経過を書き記すことだけに留めておきたい。熊大紛争は、形の上ではほぼ半年余りで終息したが、その後にも様々な問題を投げかけ、多くの未解決の問題をその痛みと共に背負いながら、大学も生協もそれぞれの歴史を歩み続けている。

昭和44年1月28日、第3次公開交渉における大学の態度を不服とし、大学の姿勢そのものを問題としていった学生たちは、次々にスト権を確立し、ストに入っていたが、教養部でも2月1日、1・2年次の学生がストに突入した。従って2月4日から実施予定の後期定期試験は当分の間延期された（これは8月20日の授業再開後、その多くがレポート提出の形で行われた）。教官会は連日のように開かれて白熱の議論が長時間にわたって戦われたが、紛争を通じて教養部は「話し合いによって解決する」ことをその基本姿勢とした。これは必ずしも全学の支持を得るところとはならず、教養部の意見は常に少数派に属した。然し教養部は終始一貫してこの姿勢を守り続けた。

3月22日、教養部は教養部ストライキ実行委員会の要求を容れて、大衆団交を学館大ホールで行った。それは13時から20時30分まで続いた。そして「公開交渉の続行は断念せざるをえない」と表明した3月13日声明の撤回を大学当局に要求すること、次期評議員を選出し部長を改選しようとしたことは、現執行部が問題解決に当るという諒解にもとづき白紙撤回することなどにつき、確認書を取り交した。

昭和44年度1・2年次学生の教養部での授業開始は2年次生が4月14日、1年次生が4月15日となっていたが、教養部は当分の間授業開始を延期して事態の解決を優先させることにした。また教養部スト実、法文学部スト実、工学部連絡会議、教育学部代議員会、薬学部自治会、生協の六者が忽那学長事務取扱宛に申込んだ大衆団交を大学が拒否したことに対し、教養部はそれを批判して次のような声明書を出した。

昭和44年4月23日

## 声 明 書

教養部教官会

われわれは、現在の事態の解決方法として、学生の掲げる要求に対し、公開の交渉の場において、正しい点は正しいと卒直に認め、受入れ難い点は明確にその理由を説明し、また、今後に残された問題には誠意をもって解決に当ることを確約する以外にはありえないと信ずる。

その意味で、4月15日付の六者申し入れに対する4月22日付の忽那学長事務取扱の回答は全くわれわれの期待に反するものである。

回答文中にある「双方の代表による交渉の積重ね」という非公開交渉方式や、「熊本大学学生諸君へ」に示されている大学当局の一方的な所信表明の形式は、公開の場における学生の交渉権を踏みにじるものであり問題解決にはなんら寄与しない姿勢である。このことは、本部封鎖及びハンストという黙認しがたい今日の事態に到らしめたことによっても明らかである。

われわれの再三の主張にもかかわらず、公開の交渉が実現されないまま、これらの事態を招いたことに対し、われわれは深くその責任を痛感する。

事態は深刻である。このまま推移すればさらに一層の危機的段階に直面するであろう。ことここに至っては、評議会は従来の事態認識を反省し、1日も早く大衆団交に応ずることこそ問題解決への残された唯一の道であることを銘記されるよう重ねて強調するものである。

5月6日に至って教養部は新入生に対するオリエンテーションを実施したが、スト実の阻止に合って十分にはその目的を達しえなかった。そして5月12日より当分の間、新入生には自主研修の形がとられた。5月15日、教養部教官会は学館大ホールでスト実との2回目の大衆団交に応じた。この回は13時から21時10分まで続いた。そして5月10日未明の機動隊導入についての自己批判、教科オリエンテーションを実施したことへの反省、昭和43年度課外活動費の引渡しなどにつき確認書が取り交された。この間工学部が、スト解除の署名が過半数に達したため授業再開を決めたことに対し、教養部教官会は工学部教官会宛に次の要望書を、また全学に対して同趣旨の声明書を出して、事態の解決を授業に優先させるべきことを訴えた。

昭和44年5月26日

熊本大学工学部教官会 殿

熊本大学教養部教官会

## 要 望 書

水光費問題に端を発した熊大紛争は、機動隊導入という新しい事態を加えて、ますます紛糾の一途を辿りつつあります。

現実においては、新入生が入学して熊大の構成員となり、ストに加わっていない以上は、彼らの授業を受けたいという気持に対して、私たちは教官として応えるべき義務があり、新入生の心情や私たちの義務を思うとき、私たちは焦燥感にかられるのであります。しかしながら、熊大紛争が鋭くつきつけているものは、熊大の大学としてのあり方そのものであり、さらに又、大学人たるものの姿勢であるといえましょう。本来、より豊かな自由を確保し非人間的なものを拒否した真理探究の場たるべき大学が、その主体性を喪失している悲しむべき現状への追究であり、その中であって、熊大問題を自らへの問いかけとして、真摯に考えようとする教官への問責なのであります。

提起された問題の意味するところは、きわめて重要であります。私たちはもはやそれから目を覆うことも、避けて通ることも許されません。人間として、自らに課せられた主体的責任の問題を放棄したままで、授業を強行すべきではないと考えます。

そう考えるが故に、教養部教官会は事態の解決の見通しがつくまでは、授業は行なわるべきでないことを確認いたしました。

工学部教官会が私たちの真意を諒とせられ、すみやかに新入生に対する授業を止め、事態の根本的な解決に向って、全ての力を傾注されるよう要望するものであります。

この間、本部封鎖、機動隊導入でその頂点に達した紛争も、その戦術がエスカレートし尖鋭化していくにつれて一般学生の離反が漸く目立つようになり、また年間授業時数のタイムリミットが迫ってきたことなどもあって、スト解除を目指す動きが見られるようになった。7月7日から11日にかけてスト続行か解除かの投票が行われたが、過半数の投票が得られないままに終わった。スト実は7月11日教養部玄関のバリスト（バリケード・ストライキ）を試みたが、解除派学生及び教職員がこれを阻止。それ以後は教養部の教職員に他学部、事務局職員の応援を得て持久警戒体制をとった。7月25日、教養部教官会は教養部会議室で13時からスト実を中心として共通の要求を持った全学生と、教養部が打出した授業再開の問題を中心に団交を行ったが、両者の意見は並行線をたどったまま、23時過ぎ交渉は決裂。学生たちはこの直後バリストに突入し、玄関及び管理棟通路に教室から持出した机を積上げた。この間、連日連夜にわたる教官会が続行される傍ら、スト実の泊り込み学生に対する説得が続けられた。そして8月19日、黒髪地区各部局の応援を得て、10時40分を期して教職員の手により教養部のバリケードを自主排除、更に各部局の応援を要請し徹夜の警備に当った。途中16時頃学内デモを行ったスト派学生は玄関に警備中の教職員並びに建物に投石し、玄関のガラス扉数枚を破壊。また投石による被害者も出た。かくして8月20日から教養部は授業を再開したが、それからしばらくは徹夜の警備が続けられた。

授業再開に当って教養部は、「反省と願いをこめて新入生諸君へよびかける」及び「旧1・2年生諸君へ——混迷の中から希望を求めて——」というパンフレットを作製して教養部学生に送付し、その中で教養部の紛争の総括と見解を披瀝した。ここにその大凡を記す。

反省と願いをこめて

新入生諸君へよびかける

昭和44年8月8日

熊本大学教養部長  
熊本大学教養部教官会

〔1〕

われわれが諸君を迎え入れてから、正規の授業を行なわないままに、はや4ヶ月が経過した。われわれ教養部教官は、問題の1日も早い解決を願い、努力を重ねてきたものの、このような事態にいらしめたことに対し、責任を痛感するとともに、諸君の前に心から詫びたいと思う。その間、われわれは、学生諸君の提起した問題の重要性を認識するがゆえに、事態の解決を優先させ、その上で、授業を開始すべきであるとの基本線に立ってきた。しかし、今年年間授業時数30週を確保すべく、ぎりぎりの時点を迎え、われわれは、原則的には従来主張の正しさを確認しつつも、授業を開始したが

ら問題解決への努力を続けてゆくべきである、と考えるにいたった。具体的には8月20日から授業を開始したいと考える。問題解決への道はなおけわしい。だが、これだけの大きな犠牲を払ったあとの授業開始が、旧に復するという意味での単なる正常化であってはならないと考える。教官・学生の一人一人が大学・学問・教育といった事柄について、自らに真剣に問いかけながら、教室に臨むことこそ、問題解決、ひいては新しい大学創造への道であると信ずる。

以下、これまでの紛争の経過および現状と、その間、教養部がとってきた態度を簡単に総括し、われわれが、なぜ現時点において授業開始の方針をうち出したか、そして今後の教養部改革について、どのような考え方をもっているかを呈示して、諸君の理解と協力を得たい。

## 〔2〕

周知のように、昨秋以来の紛争の発端は、生協の定食値上げを阻止するために、水光費の国庫負担を要求するものであったが、1月28日の第3次公開交渉における大学側のいわゆる「一方的退席」以来、問題の焦点は、大学の姿勢そのものに移っていった。以来、学生側はストライキを行ないつつ、公開の交渉を要求し、大学側は入試直前、2回の公開交渉に応じたものの、基本的には代表団交渉を主張してきた。この間、教養部教官会は、大学当局と学生間の信頼関係が失なわれている現状にあっては、早急な問題の解決は、公開の交渉によるより外はないとの見解に立って、その実現に努力してきた。その立場から、3月22日の教養部ストライキ実行委員会との公開の交渉では、公開交渉を拒否する「3.13声明」の撤回を大学当局に要求すること、5.15交渉では、われわれの自主的決定にもとづき、問題解決が授業に優先すべきことを確認したのである。そして再三にわたり、要望書・抗議書等によって、学長事務取扱および評議会が、問題解決に積極的にとりくむよう働きかける一方、他学部教官に対する説得も行なってきた。しかしながら、われわれの主張は、評議会の中で大勢を占めるところとならず、問題解決の手懸りをつかめないままに、紛争の拡大長期化、そして本部や工学部一号館の封鎖、二度にわたる機動隊の導入等の深刻な事態を惹き起すにいたった。それについては、われわれの非力もまたその一因となっていると考え、その責任を痛感するものである。

ところで、今日われわれが、まず問題の解決を優先すべきだという従来の主張に固執せず、授業開始にふみ切ろうとするのは、次のような理由からである。

第1には、問題提起者である学生の意志の結集が大きくくずれ、運動それ自体が多数の学生の共感と支持を得られない、従って現実の問題解決の力になり得ないものとなってきたことである。闘争の長期化の中で、いわゆるネトライキ学生が増加し、さらに4.22本部封鎖、5.29工学部1号館封鎖などを契機とする学生間の分裂、スト解除派学生の急激な抬頭を招来した。それは、まさに運動自体の質的低下、すなわち、問題を自らへの問いかけとして真剣にとりくんでいたはずの学生の主張も、封鎖・ゲバ棒の行使の中で、いつしか他者への強要となり、広がりなき運動へと変容していったことに起因しているであろう。

第2には、評議会が、公開交渉をもたないという、4.22回答の線を全くくずそうとしていないのみならず、上記のごとき学生側の分裂に支えられて、一層その意志を固めているかに見え、われわれの再三の強い要請にもかかわらず、近々のうちに公開交渉が実現され、問題解決に向かう見通しはきわめて暗いことである。

そして第3には、そのような情勢の中で、先にふれたように、年間必要授業時数確保のタイム・リミットが迫って来たことである。われわれは、新入生諸君の自然留年というような事態は、絶対に回避しなければならないと考える。タイム・リミットは、必ずしも一兩日を争う厳密なものではないが、これを安易にひきのばし、実質授業時数を大幅に圧縮することは決して許されない。8月20日か

らの授業開始は、そのぎりぎりの線として設定されたものである。

以上の理由から、これ以上授業の開始を遅らせることは、問題解決の力とならないばかりでなく、一層の混乱と犠牲をもたらすだけであると判断した。われわれは、5月15日の交渉において、問題解決までは授業や試験を行なわないことを約束した。学生が大学の姿勢を問題にし、われわれも大学当局に正すべきところが少なくないと考えたからである。その段階では、近い将来、評議会が公開の交渉に応ずるであろうという期待もあったし、それを支えるところの学生の結集も、なおかなり強固なものがあつたと思う。しかし今日から見れば、その見通しが甘かったことは明らかであり、それにもとづいて、あのような確認を行なったこと、しかも、新入生諸君の代表を加えない席で、その授業についての決定を行なったことは、われわれの重大な誤りであった。その点ふかく反省し、諸君に詫言なければならぬ。ただ、ここで確認しておきたいのは、あの約束が、あくまでも問題の早期解決を目指すものであつたことである。従つて、それは状況の変化によっては、再検討の必要を生ずる性質のものであつた。その点、とくに諸君の理解を得たいと思うのである。

以上、現段階で、われわれが授業開始の方針をうち出した理由を説明したが、われわれは、授業開始後も決して問題解決への努力を放棄するものではないし、学生諸君の問題提起に応じて、積極的に大学の改革にとりくんでゆく所存である。次に、その点についてのわれわれの考えの一端を明らかにしておきたいと思う。

### 〔3〕

今日の紛争を通じて、われわれは、大学の体質に多くの欠陥と問題があつたことを卒直に認めざるを得ない。大学は、いわれるように、学問研究と教育の場であり、従つてそれにふさわしい個人の尊厳、自由で理性的な批判・討論の尊重、思想・信条に対する最大限の寛容が、十分確保されることが必要である。本来、それらを保障するものとして確立されてきた「大学の自治=教授会自治」という制度的慣行は、激しく変貌する社会の中で、大衆化し巨大化した今日の大学においては、もはや実情に即し得ないものとなつてきている。制度は、それ自体たえず改革されることによって、新しい生命を保持できるものであり、そのためには、制度を支えているところの大学構成員のすべてが、改革への志向性を失なうことなく、たゆまぬ自己確認によって、自ら検証しつづける必要がある。しかしながら、これまでわれわれは、そうした大学の体質の改革に、自らの手で積極的にとりくむという努力を怠つてきたことを卒直に認め、反省しなければならぬと考える。熊大改革への痛切な自覚をわれわれにうながしたものが、まさに問題を提起した学生諸君であつたことに思いをいたすとき、われわれは、改革の推進者としての学生の役割を評価し、提起された問題に真剣にとりくむことによって、それに応じてゆく必要を感じるものである。

このような見地に立つとき、われわれは、現在の大学当局がとつてきている姿勢に対しては、批判的にならざるを得ない。大学における管理運営の任に当たるものは、教官・学生への奉仕者として、その研究・教育上の要求・主張に対して、十分に耳を傾けるものでなければならない。同じ観点から、問題提起者・批判者としての学生の総意を集約する自治会は必要であり（教養部が規定していた自治会公認のための6原則は、破棄することを確認している）、その交渉権は制度的に保障されなければならないと考える。このことは、同時に、学生に責任ある自治能力を要求するものでもある。

従つて、学生の問題提起や異議申立てを押さえ、国家権力による大学統制を通じて、大学のいのちともいうべき思想・信条の自由を犯す恐れのある大学立法に対しては、反対の立場をとらざるを得ない。大学立法（大学の運営に関する臨時措置法）は国会を通過した。その内容については勿論、非民主的な立法手続きに対し、われわれは深い憤りを覚える。迂遠なようであっても、われわれは自らの

手で問題解決に当たることの必要性を痛感するがゆえに、その撤回を要求しつつ、実質的な空文化を目指すべきであろうと考える。

## 〔4〕

ところで、学生諸君が提起し、解決を迫っているものは、大学の改革である。現在、全学的に大学改革準備会なるものが発足し、問題点を指摘する作業をはじめている。今後、これは学生をふくめた全学的な討議の中から具体的な改革へと進められなければならないであろう。とくに、教養課程の在り方については、きわめて重要な問題をふくんでいる。戦前の専門学校教育への反省から設けられた教養課程は、残念ながら、現在の大学教育の中において、理念的に確立された位置を占めるにいたらず、十分な成果をあげ得ないまま、専門教育の単なる予備的段階として把えようとする傾向すら現われている。人文・社会・自然の各系別の科目を満遍なく学ばせ、偏よらない知識を吸収させることによって、全人教育を目指した当初の教養課程の理念が、20年にわたる歴史の中で崩壊してきたことは、今や明らかになりつつある。だが、教養課程とは何かという問いに対して、きまった答えは出ていない。ただ、われわれとしては、当初の理念が崩壊して行く中で、次のように考えたいと思う。

教養課程に課せられた目的は、急激な技術の発展・情報の氾濫の中で、複雑多岐化してゆく社会において、各人に要求される思考力・判断力を養成し、創造力と自発性を開発することであり、与えられ、獲得した知識を、自らの判断でいかに用いるかという問題意識をもたせ、責任を自覚させることであると考えられる。以上のような観点に立つならば、教養課程がかかえている問題点は、例えば、現行の履修方法を4年間にわたって履修する方向へ改めるといような、制度的改革だけでは解決されない。

教養課程の改革は、その目的にそったカリキュラムの編成が中心的課題となる。従来の授業の在り方や教科内容を大胆に変革すること、また必修科目や単位数、系列区分等についての考え方を大幅に改めることなどが必要である。つまり学生がただ与えられた知識を消化するというのではなく、また単に学生各人の心構えとしてではなく、実際に授業の進行に参加し、教官と共に実質的にその構成要員となる方向に進まねばならない。授業において、学生をこのように位置づけるとき、在来の教科区分にこだわらず、学生の自主ゼミや、学生の提出した題目による授業の計画、全学の教官の参加による総合科目（例えば「公害問題」をめぐって医学・薬学・工学・法学・社会学などの各専門分野の教官が総合的に検討するような授業）の開設など、授業の改革に積極的にとりくむことが、必然的に要請されるであろう。また総合科目を有効・適切に開設してゆけば、教養課程と専門課程との有機的連関の欠如という、従来の大学教育の欠陥を是正する道を切り拓くことができるであろう。

以上のような改革の方向性を現実のものとしてゆくことは、必ずしも容易ではない。とくに熊大教養部においては、教官数がきわめて少なく（ちなみに、九大教養部における教官一人当りの学生数は、本学の約半分である）、これが改革の実施を一層困難にしている。その実施のためには、なによりも全学的な協力態勢が不可欠である。ところで、教養部が昨年度から開設した「小人数クラス」の授業は、この方向におけるささやかな一歩である。さしあたり、教養部としては、そのより一層の拡充・充実に努力するとともに、現行のカリキュラムにおいて、選択範囲の拡大を検討している。以上のような試みを成功させるには、個々の教官が、従来の在り方に対して、十分反省しなければならないことは言うまでもないが、学生の一人一人が学ぶ者としての自覚をもって、主体的に参加することがなによりも必要である。

われわれ教養部教官は、今後、以上のような改革の方向に、主体性をもってとり組んでゆきたいと考える。学生諸君の理解と協力を求めて止まない。



新入生に対する以上の「呼びかけ」と同時に、旧1・2年生へ対しても、ほぼ内容を等しくするアピールが出された。「混乱の中から希望を求めて」というサブタイトルがつけられたこの文のうち、新入生に対するものと共通する部分を除いた「呼びかけ」の部分を以下に記す。

旧1, 2年生諸君へ

——混乱の中から希望を求めて——

昭和44年8月8日

熊本大学教養部長

熊本大学教養部教官会

#### 〔1〕

諸君がストライキに突入して以来すでに半年、われわれ教養部教官は、一日も早い問題の解決を願い、努力を重ねてきたが、今日まで事態を好転させ得なかったことに対し責任を痛感している。この間われわれは学生諸君の提起した問題の重要性を認識するがゆえに、事態の解決をした上で授業を開始すべきであるとの基本線に立ってきた。しかし、今年年間授業時数30週を確保すべくぎりぎりの時点を迎え、われわれは原則的には従来の主張の正しさを確認しつつも、授業を開始しながら問題解決への努力を続けてゆくべきである、と考えるにいたった。具体的には8月20日から授業を開始したいと考える。問題解決への道はなほおぼろしい。だが、これだけの大きな犠牲を払ったあとの授業開始が、旧に復するという意味での単なる正常化であってはならないと考える。教官・学生の一人一人が大学・学問・教育といった事柄について、自らに真剣に問いかげながら、教室に臨むことこそ、問題解決、ひいては新しい大学創造への道であると信ずる。

以下、これまでの紛争の経過および現状と、その間教養部がとってきた態度を簡単に総括し、われわれがなぜ現時点において授業開始の方針をうち出したか、そして今後の教養部改革について、どのような考え方をもっているかを呈示して、諸君の理解と協力を得たい。

(中 略)

われわれ教養部教官は、今度、以上のような改革の方向に、主体性をもって取り組んでゆきたいと考える。学生諸君の理解と協力を求めて止まない。

ついては、以上述べてきたようなわれわれの見解を考慮し、それぞれの学部・学年などで集会をもち、授業開始についての諸君の意志を明確にうち出してもらいたい、なお、参考までに同封の葉書の質問に答え、折り返し返送されたい。

なお、返送されて来た葉書のうち95%が授業再開を望む声であった。8月20日から授業を再開した教養部は、冬期休暇を短縮し、さらに2月一杯まで授業、3月に年度末試験を行なうことによって、授業時数を確保した。

授業再開後も当座は混乱が続いたが、やがて正常な状態に復していった。しかしこの紛争を契機として起る北地区食堂問題、学館整備の問題、自治会問題、黒髪祭問題などなどの問題に関して、教養部は学生との間に必ずしも共通の了解に達するに至らず、生協問題は裁判に移行されて未だに解決を見ず、その前途になお多難なものを感じさせつつ、時は過ぎ去っていくように思われる。

#### (2) 自治会の問題

ここでは紛争後の自治会の再建、公認の問題を中心にして、その経緯を記す。

昭和47年

5月頃から進められていた自治会再建が、法文、教育1年の学生を中心に、10月より活発化し、学内における自治活動の問題や授業料値上げ問題に関する公開質問状が出された。そして自治会の公認を学生側が求めて来たので、「代表」との話し合いが開始された。

昭和48年

前年末からの話し合いが1月以降も続けられ、主に学生自治会を教養部が公認し、正式な相手と認める条件が論議された。その主たる内容は、学生の総意の問題、2年次生の取扱い、そして規約上の不備改善の問題であった。学生側はこれに対して自治干渉であるとして一步も譲らないまま平行線をたどった。そして9月になって規約と執行委員長名の提出がなされたので、11月5日に公認問題についての教養部の見解をまとめ、具体的話し合いに入ろうとした。ところが学生側がこの話し合いを「公開交渉」に切り換えようとし、更に当時の金子教養部長を長時間拘束したので、予定された話し合いが中断された。

その後も学生側が「公開交渉」を要求し、教養部の「代表者による話し合い」を拒否し続け、混乱したまま12月4日を迎えた。同日学生十数名が部長室に部長との面会を強要して乱入した。そして公開交渉を前提とした予備折衝を要求してそのまま部長室に座り込み、占拠を続けた。この間教養部は代表者との再度の話し合いを提案し、部長室からの退去を勧告し、排除を試みたが、学生の抵抗が強かった。しかし学生側は12月15日自主的に占拠を解除し、12月19日公開討論会を要求するとともに、規約の改善の約束をした。

昭和49年

教養部は「公開交渉」「公開討論会」には応じなかったが、自治会公認問題を具体的に審議した。そして、2月25日、前年末から問題になっていた2年次の取扱いは前期のみ認めることにし、規約を改善、学生の総意を得た自治会であれば公認するという統一見解を発表した。しかしその後規約は改善されず、教養自治会は実現を見ずに現在に至っている。

## 第2節 教養部における研究

(昭和54年5月31日現在)

### 1. 人文分野

#### (1) 哲学

量義治助教授(昭43~45)は、カント哲学からドイツ観念論へ至る展開の歴史的・体系的な研究を主題とし、特にカント哲学では、形而上学的諸問題の解明に力を注いだ。

魚津郁夫教授(昭45~48)は、デューイ哲学を中心とするプラグマティズムおよび分析哲学系一般の研究を主題とし、現代哲学における論理的・認識論的諸問題の解明に力を注いだ。

常葉謙二助教授(昭48~51)は、ルター以来のキリスト教神学の研究を基礎にして、ドイツ

ロマン主義および観念論的諸形態の展開を跡づけることに力を注いだ。

宮内久光教授(昭51～52)は、ラテン教父哲学および13世紀のキリスト教哲学の研究を主題とし、特にトマス哲学の体系的な研究に力を注いだ。

北川浩治助教授(昭48～)は、カント哲学およびドイツ観念論の諸体系に展開される学問性の概念を、経験と記述の問題に関連する認識論的視点から歴史的・体系的に洗い直し、かかる研究を基礎に、理論・実践両面にわたる知識形成の各層で人間の言語活動が持つ本質性格を追求しようとする。近時の研究としては、ヘーゲル「精神現象学」の体系性を一般的に考察し、それに従って、意識と言語の関係を感覚の場面で解明した作業が挙げられる。

篠崎栄講師(昭52～)は、古代・中世にわたる西洋哲学、特にプラトン、アリストテレス、トマス・アクィナスの諸体系の歴史的研究を中心課題としている。かかる研究を基礎に、人間にとって真に普遍的な思惟とは何かを問いつつ、現代の哲学倫理の諸問題にとりくむことを意図している。近時の研究としては、プラトン「ピレーボス」を論じた『『善さ』について』(昭52)が挙げられる。

## (2) 心 理 学

松永勝也助教授(昭49～53)は、主に瞳孔運動に関する研究を行い、次の論文を発表した。「光刺激に対する精神分裂病者の瞳孔反応」、「光刺激に対する分裂病者の瞳孔反応—薬物の与える影響について—」、「神経症者・分裂病者・正常者の対光瞳孔反応の比較研究」、「光刺激に対する瞳孔の反応について」、「連続光刺激呈示に対する平均誘発電位の変化」、また新しい測定装置として、「足底面における接地荷重分布測定装置の開発」を発表した。

重岡和信教授(昭43～)は、空間知覚における恒常性、とくに「位置の恒常性」を主たるテーマとし、主観的方向判断と角度との関係におけるステューブンスのベキ法則の妥当性を実験的に検討している。さらに、脳性まひ児の動作空間構造の解明を目的として、「脳性まひ児の知覚—大きさの恒常性を中心として—」においてその特徴を明らかにした。また各種の知覚内容についての実験的検討を進めている。

刀根辰夫助教授(昭53～)は、認知における反応の時間的要因を検討し、「言語化の長さ」と図形の複雑さとの関連—言語環仮説、「自由再生における語と語の時間間隔」として報告した。さらに、心理反応を時系列と見ることによって、行動テンポの解明を目指している。

## (3) 文 学

荒木尚助教授(昭39～45)は、教養部発足と同時に、人文系で唯一の専任教官として、法文学部から配置換えになった。中世和歌文学が専門で、「松平文庫共同研究会」に加わり、その成果を「愚句—翻刻と解説—」(昭38)、「禁制詞についての一考察—松平文庫本『定家郷筆禁制詞』を中心に—」(昭39)などにまとめたほか、西日本国語国文学会翻刻双書の一つとして『拾塵和歌集』(昭39)を刊行した。また細川家の永青文庫の調査研究にも積極的に取り組んでいた。

首藤基澄教授(昭45～)は、近代詩を中心にした近代文学の研究に従事している。着任前に

『高村光太郎』(昭41)があったが、それと対をなすかたちの『金子光晴研究』(昭45)を出し、近代文学における自我の態様を明らかにしようとした。その後、マチネ・ポエティックの詩人で、小説家として大成した福永武彦について論じ、『福永武彦の世界』(昭49)を刊行、最近では戦後文学の他、熊本出身のプロレタリア作家徳永直の研究を続けている。

西田耕三助教授(昭50～)は、平家物語を初めとする中世軍記物から近世の浄瑠璃にいたるまでの「語り」の系譜をたどる一方、日本文芸の中にある劇的要素をあわせ検討しつつ、庶民の生活と文芸の構造を明らかにすることを主要課題としている。論文は、「平家物語構造覚書」(昭48)で注目され、その後「説経試論」「血の効用」「光源氏の終焉」「局外への意志」「幸寿丸の身替り」「『好色五人女』の自己喪失」を発表し、独特の論理で対象にアプローチしている。

## 2. 社会分野

### (1) 法 学

大江正昭講師(昭49～)の主たる研究は、国家権力の強大化、環境問題、独占等に代表される新しい現象の生起が、人権に対して多大の脅威を与えているが、従前の基本的人権論ではもはやこの脅威に対抗できないとの認識に立って、主にドイツの学説の検討を踏まえて、新しい人権論を構成し、ひいては資本主義社会における基本的人権保障の論理構造を解明することである。この視角から、人権体系の中核とされる財産権につき、特に再構成の中心概念と考えられる「制度保障の理論」に焦点をあてて考察するとともに、財産権制限の裏面をなす社会権につき、生存権論を中心に解明しようとしている。

### (2) 政治学

山内一男教授(昭39～43)は、政治学原論が専門であり、政治概念論争の批判的検討、史的唯物論の見地に立つ国家本質論に関する学説の検討、政治および権力の起源論の研究等政治学の基礎理論分野における研究を行った。さらに、それらの研究を通して政治の特質——政治とは何か——を明らかにする努力が払われた。また、近代日本政治史にも関心が寄せられていた。

森本哲夫助教授(昭44年～)は、政治学史が専門であり、「フランス革命が近代政治思想に及ぼしたインパクトの比較研究」というテーマのもとで、イギリス政治思想の研究を分担研究してきた。その中で、フランス革命によって顕在化させられた近代政治思想に含まれる矛盾と限界を明らかにすることを通して、その後の政治理論形成の契機を見出そうとした。また、再検討を迫られている現代政治理論の分野においては、現代資本主義国家論を中心とする研究を行っている。

### (3) 経済学

山崎良也教授(昭45～51)は、主として、景気変動論を研究した。主要著書として、『景気

循環と加速度原理』(昭41),『マクロ経済学』(共著,昭44),『経済変動論入門』(昭45),『経済学講義11章』(昭47)などがある。他に,ポートフォリオ・セレクション,経済発展論の研究も行っており,その研究成果として,『経済成長論』(共著,昭52)がある。

大住圭介講師(昭51~)は,経済計画についての数理的な研究を行っている。その分野で,特に,長期の経済計画の主たる課題である資本蓄積の最適問題を,一定の枠組みの経済体系で研究している。計画時間視野が有限であるが,不確定であるというより現実的な想定に対処するために導出された Agreeable Plan の性質の吟味と最適資本蓄積問題における intertemporal な効用関数の設定可能性についての研究を行っている。さらに,最近,東欧・ソ連邦などで関心を引いている消費が導入された von Neumann 体系で, Agreeable Plan を考察していくという試みをしている。

#### (4) 社会学

田口宏昭講師(昭48~)の研究の中心的な関心は,社会階層ならびに社会移動と個人の社会的態度,社会的行為との関連を,その間に介在する諸変数をも含めて明らかにすることである。特に社会階層上の個人の地位の不整合と社会的孤立ならびに政治的態度との関係に関心がある。

#### (5) 歴史学

工藤敬一教授(昭41~51)は,日本中世史,とくに荘園史および九州地方の政治・経済史を研究し,在任中「中世宇佐宮領の構造と特質」等の論文を発表。42年に『九州荘園の研究』を刊行した。また熊本中世史研究会の中心メンバーとして活動し,49年には同会編として新発見の中世史料『筑後鷹尾文書』を刊行した。

猪飼隆明助教授(昭51~)は,日本近代史,とくに幕藩体制の崩壊期から帝国主義成立期にいたる政治・経済史,階級闘争史を主な研究領域としている。そのうちで,最近では,明治憲法体制成立過程の分析に関心を持ち,「第一回帝国議会選挙と人民の闘争」,「明治憲法体制下での国家・議会・人民」を経て,「明治憲法体制の成立と農政」を発表している。また,西南戦争をはじめとする土族反乱の研究も手がけている。

小林幸夫講師(昭54~)は,中国近代史,とくにアヘン戦争期から辛亥革命期にいたる揚子江下流地域の農村社会経済史を研究領域としており,論文として,農民に対する賦税収奪の問題を検討した「清末の浙江における賦税改革と折銭納税について」,小作料減免の論議を扱った「太平天国後の江南における減租問題」を発表している。

篠塚敏生助教授(昭50~)は,ドイツ近代史,とくにワイマル共和国史を研究領域としている。当時としてはすぐれて民主的な憲法をもったワイマル共和国がなぜファシズムの前に崩壊したかを解明する目的で,これまで初期ワイマル共和国史,ドイツ革命の分析をおこなってきた。主要論文としては,「ドイツ社会民主党とドイツ革命」「ドイツ社会民主党と2月危機」「革命的オプロイテとドイツ革命」がある。

#### (6) 地理学

山口守人教授(昭50~)の専攻分野は社会経済地理学で、その研究課題は、現代地理学の中心課題である「地域の論理」の構築と深く係わりをもつ「社会・経済活動よりみたる空間秩序の把握とその機構の解明」である。自ら造出した「地域集団」(Leo Waibel 提唱の *Wirtschafts formation* の概念の援用)という概念を基軸に、立地分析手法も加味して、日本における工業経済空間の秩序機構の把握・実証に努めている。

### 3. 自然分野

#### (1) 数学, 統計学

広本文四郎教授(昭39~44)の専攻分野は応用解析学で、マチュウ関数の満足する積分方程式について研究した。初代教養部長としての重責を果たした。

松本勝正教授(昭41~45)は、応用解析学を専門とし、主に非線型微分方程式を研究した。またロシア語で書かれたこの方面の文献を翻訳して刊行した。

中原勇教授(昭39~48)の研究の中心は関数解析で、関数方程式の解の集合論的性質、記述集合論、抽象関数環へと研究を進めた。ある種の位相空間上の連続関数環に Stone Hewitt-Nachbin 空間、 $P$ -空間等を研究した。著書に『新制微分積分学』がある。

佐々木四郎教授(昭39~51)は、級数論、ヒルベルト空間における非有界な作用素に対するスペクトル定理の研究の後、主として代数学の分野に興味をもち、有限群の表現についての研究を行なった。また体の拡大についての問題の解を電子計算機を利用して求めた。著書に『ベクトルとマトリックス』がある。

児玉正憲助教授(昭39~43)の専攻分野は確率・統計学であって在庫問題などについて研究した。

柳川堯講師(昭44~46)の専攻分野は統計学であって、位置母数の頑健な推定量などについて研究した。

長尾寿夫助教授(昭46~53)の専攻は統計学である。多次元正規分布に関する、いくつかの代表的な仮設検定問題に対して用いられる尤度比検定方式の分布を、標本数が大きいとき、仮設、仮設の近傍、対立仮設の下での漸近展開として求めた。さらに尤度比検定とは別の自然と思われる検定方式を導出し、上記のものと比較を行なっている。また最近逐次解析についても興味をもち、特に推定問題の研究を行なっている。

山口清教授(昭39~41, 44~)の研究の主なテーマは幾何学と代数学の境界にあり、曲率の概念を抽象化し三項演算で問題を考えようとしている。対称空間の接代数である Lie トリプルシステム、その一般的な場合の構造・表現について研究した。また Maufang-Lie ループの接代数であるマルセフ代数を研究した。最近は例外リー群のもとで不変な幾何学であるメタシンプレチック幾何を中心に研究している。一般教育に関して欧米の大学での数学教育や対称性との関連においてベクトルと群の公理をしらべた。著書に『大学教科数学序説』がある。

池辺信範教授（昭48～）の専攻は解析学で、研究の中心は線型、仮似線型偏微分方程式の境界値問題である。線型楕円型境界値問題のうち、特に解の滑らかさの問題について研究した。最近では仮似線型の退化する楕円型方程式の境界値問題に取り組んでいる。

鈴木和雄教授（昭43～）の専攻は代数学でコンパクト位相群の表現論における双対定理（淡中の定理）に関する2, 3の結果を得たのち、代数群の研究に進んだ。線型代数群のガロア-コホモロジーについて若干の結果を得、更に可換環 $R$ 上の Chevalley 群, twisted Chevalley 群におけるパラボリック部分群や正規部分群を $R$ のイデアルや $Z$ -加群で特徴づけることに一応の成果を得た。これらにおける $K$ -理論について研究を進める一方、また、代数群と数論の関連についても関心をもっている。

大脇信一助教授（昭48～）の研究は線型偏微分方程式の境界問題である。現在、非線型になるような逆問題についても調べている。

円藤章助教授（昭52～）の専攻は代数学で、現在の研究の中心は代数的整数論である。代数体の類数を定性的に求める問題や基本単数を決定する問題などでいくつかの結果を得ている。なお、局所環上の巾級数環、および局所整数環上の形式的リー群についての研究結果もある。

横井嘉孝講師（昭45～）の専攻は関数解析および確率論である。エルゴート理論の研究から出発して、最近では確率過程に興味をもって研究している。

坂田年男講師（昭53～）の専攻分野は統計学であって、確率分布の特徴付けが研究の出発点であった。最近逐次分析や経験分布の収束問題に関しても研究を進めている。また生物学への応用にも関心をもって研究に取り組んでいる。

## (2) 物 理 学

安達竜三教授（昭39～41）は、物理探査における数値解析を手がけ、簡単な場合のいくつかの解を求めた。また広く応用数学に関心を示し研究を進めていた。

武宮利徳講師（昭39～40）は、原子核反応の理論的研究を主要テーマとしていた。

奥村孝一教授（昭41～）は、錯塩の電子スピン共鳴の研究を行っている。特に en 化合物で試料周囲の水蒸気圧の制御により、結晶水の含量を変えて共鳴幅を測定した。更に零磁場分離定数 $D$ を有限な $4D$ から求める方法を検討中である。

安宅康教授（昭41～）の研究題目は量子論であり、特に対称性とくりこみ可能性の関連を正確に解ける例題についてしらべた。また素粒子の問題において、本質的な役割を果たしていないと思われている重力の問題を再検討するのが現在の課題である。

近沢龍雄助教授（昭39～54）は、最初音響による風速計、速度計の研究を進めていたが、その後科学哲学に興味を持ち、その関連として情報の問題、グラフ理論等に取り組んでいる。

紙谷正夫助教授（昭40～）は、真空蒸着法によって作った多結晶磁性薄膜に誘起される磁気異方性の原因を、膜の構造の面から追求している。特に鉄膜の場合、磁気異方性の測定が膜の構造解析に有効であることを明らかにし、更に進んで、厚い膜や他の磁性膜についての検討を進めている。

原一博助教授(昭54~)は、真空蒸着膜を構成している結晶粒の形状は等方的でなく、蒸着ビーム方向に細長い。電顕観察、X線測定などによって、その形成機構を調べている。

伊藤喜久男助手(昭50~)は、量子エレクトロニクスの非線型現象、例えば光混合、誘導ラマン散乱などで非線型感受率を求めることに興味をもっている。

### (3) 化学

大原英一教授(昭39~44)の専攻は無機化学で、主たる研究は極低温における化学反応である。無極環状放電による過酸化水素の生成、活性化気体の生成、反応等の研究をした。その他分析化学、地球化学など広範囲の研究と後進の指導に当たった。

横田了教授(昭39~50)の専攻は生物化学で糖の醗酵によるコウジ酸を原料とし、コウジ酸誘導体の合成と動植物に対する生理作用、キレート剤への応用の研究をした。またアミノ酸醬油製造過程の廃棄物から回収したL-チロシンの新用途開発の研究でチロシンとホルムアルデヒドから陽イオン交換能の良い樹脂を合成した。

水野正教授(昭40~)の専攻は有機化学で、主な研究は複素環化合物の合成で、フラン核をもつ物質より、シクロペンタノン誘導体、さらにヒドラジンと反応させてピリダジノン誘導体を合成した。またニトリル類とジシアンジアミドから6-R-2,4ジアミノ-1,3,5-トリアジンおよびその誘導体を多数合成するとともに、非水銀系農薬およびトリアジン環をもつ高分子化合物の合成、複素環を含む金属キレートの合成を研究した。

田中省三助教授(昭39~)の専攻は無機化学で、主な研究は火山岩中の揮発性成分と微量元素、堆積過程における化学変化に関する研究等である。著書に、『化学—基礎と応用』(共著)、『無機化学』(共著)がある。

有地鎮雄教授(昭45~)、坂本範行助教授(昭50~)、吉田昌文助手(昭49~)の専攻はいずれも高分子化学で、共に、主としてポリビニルピリジンとその同族体、誘導体を対称として高分子溶液論の立場からポリマーの総合的研究を目指している。主な研究は1. 溶液中のポリ-2-ビニルピリジン(P2VP)の立体規則性の効果は近距離相互作用よりも遠距離相互作用の方が大きく現われる。2. 偏光光散乱法、デイトメトリー、紫外分光光度法等で、P2VPの溶液中における部分的ランダム-ヘリックスコイルの構造転位点が30~35°C近辺に存在することを確認した。3. P2VPの各種の溶媒への溶解熱をマイクロカロリーメトリーで直接測定し、ヒルデブランド項、体積変化項およびポリマーの固体-溶液内ランダムコイル形態への構造転移に基づく項にそれぞれ解析し、第3項と溶媒との熱力学的相互作用の大きさとの関連を検討した。4. P2VP-メタトル系の異状散乱光が、溶媒との強い相互作用による分子の非ランダム配置による分子間干渉効果のために生じることを結論した。5. 多数の溶媒中でのP2VPの屈折率増分と部分比容を実測し、両者に関するHeller則の検討と、後者と各溶媒の特性、ポリマー-溶媒相互作用の大きさとの関連、溶媒の屈折率と溶液の屈折率増分に関するGladstone-Dale式の検討。6. P2VPオキサイドについて、光散乱法と粘度法による溶液物性の追求。7. P2VP-水ジオキサン3成分系溶液中における光散乱、透析平衡およ



び屈折率増分の測定により溶媒成分のポリマーへの選択吸着の検討。8. オリコー2—VPを重合，分別し，それらの分子量と粘度との関係，粘度の温度依存性より非摂動のひろがりの温度依存性の正確な結果を得るべく研究中である。

#### (4) 生物学

吉倉真教授（昭39～41）は，両生類の発生と性分化に関する研究で，とくに甲状腺ホルモンがカエル幼生の生殖腺の発達と性分化に与える影響について研究した。また，クモ類の系統と個体発生について紫外線照射などの実験的処理を加えつつ研究考察した。さらに，クモと近縁であるサソリモドキの日本における種類，発生，生態，分布などについても研究した。

井上覚教授（昭41～45）は，細胞学的には未知部分の多い蘚類において，染色体数ならびにその形態に関する研究を行ない，蘚類の核学的研究で2論文を発表している。このほか，キク科植物を用いた種分化の研究では，ノコンギク属とヨメナ属との自然属間雑種の細胞遺伝学的分析を行ない，種ヨメナの形成について2論文を発表している。

伊東鎮雄教授（昭45～50）は，動物の卵および胚の発生生理学的研究。魚類，棘皮動物，両生類の受精ならびに付活に伴う原形質膜の透過性の変化，卵割に伴う膜形成機構，胚細胞間のイオン透過性の確立（イオン情報伝達）について研究し，この分野の研究の発展に貢献した。

宮脇三春教授（昭50～53）は，甲殻類を材料として神経分布と内分泌系を主題として，主として実験形態学的手法によって研究し，特に分泌細胞における電子顕微鏡レベルの構造変化に興味を持っている。

石川重夫教授（昭39～41，53～54）は，植物の発芽について生理学的研究を行ない，とくに，発芽促進物質，抑制物質など発芽時における植物ホルモンの作用機構について研究している。

松田仁志助手（昭41～42）は，植物生理学。重金属や食塩高張培地が酵母に及ぼす影響，さらにこれらの培地下で生育した酵母に光照射することによる効果を調査，分析し，酵母の電子伝達系について研究した。

石倉成行助手（昭41～45）は，植物生理学，とくにフラボノイドおよびステルベノイドの生化学的分析と生合成過程ならびに外生菌根の生化学的研究を行なった。そしてヒアシンス，チューリップのアントシアニン組成とその分布を明らかにし，また松の根から新フラバノンを見出した。ステルベノイドの化学的特性を明らかにするとともに，松の菌根にもその一種が存在することを示した。また，外生菌根においては諸種のポリフェノールが根と菌との共生現象を制御するうえで重要な役割を演じていることを生化学的に初めて明らかにした。一方，芳香族アミノ酸からフラボノイドおよびステルベノイドへいたる生合成過程を酵素学的におよびトレーサー実験で研究し，諸般の新事実を見出した。

石田昭夫助手（昭42～45）は，細菌細胞における酵素合成，とくにヘム蛋白質についての研究をし，大腸菌におけるチトクロムおよびヘム合成に関する酵素について新知見を得た。呼吸酵素との関連においても比較研究した。

鈴木明郎教授（昭39～）は、両生類胚の発生生物学的研究、主としてイモリ初期胚発生的一次誘導における組織分化を作用系（Organizer）および反応系（外胚葉）の両面から研究し、現在までに、相互の時間的、空間的關係を明らかにし、さらに、反応系の細胞世代とその反応能力との關係を明らかにした。

今江正知助教授（昭45～）は、植物分類学、植物生態学に関する研究、とくに熊本県を中心とした Local flora についての調査研究を主としている。人為的自然改造を企図した開発事業のチェックについても自然保護の立場から参画している。

日高徹助教授（昭54～）は、神経節接合部における興奮伝達を電気生理学的に調べている。

内野明徳講師（昭48～）は、細胞遺伝学的分野において研究を続けている。主材料はエンレイソウ属およびツルボ属植物で、これら植物の染色体分析によって自然集団の構造と動態の解明、種分化過程について分析を試みている。現在まで主としてエンレイソウ類の染色体変異、雑種形成過程、自然半数体植物などについての成果の発表をつづけている。

#### （5）地 学

天野昌久教授（昭39～44）は、おもに中生代の貝化石についての研究を行ない、あわせて天草をはじめ九州各地の中世界の検討や中生代および新生代第三紀の地史を総合化する努力をした。

今西茂教授（昭44～）は、新生代の地史の研究（おもに九州各地の第三紀および第四紀）を行ない、またそれに関連して新生代植物化石についても研究を蓄積している。また、応用面にも関心を示し、地下水、とくに温泉の地質学的諸問題についていくつかの新知見を得た。

高橋俊正助教授（昭49～）は、九州地方の新生代後半の火山活動を通して、第四紀のカルデラが成立する地質条件を明らかにしようとしている。また、このテーマに関連して九州地方の新生代後半の地史や火山灰編年学にも興味を持っている。

#### （6）図 学

内山督助教授（昭41～）は、現在の中心的研究課題は透視投象であるが、従来のものが定視点を基本概念とするのに対して、特に移動視点についての研究を進めている。専攻は建築意匠、特に住宅・住空間であり、住空間の性質の解明とその可能性についての考察を続ける一方、住宅の実施設計も行っている。

植田宏助手（昭53～）の現在の主なテーマは、透視図中の壁面の明るさについてである。なお、専攻の建築学の分野では、空間構成や設計についての研究も合せ進めている。

### 4. 総 合 分 野

近沢龍雄教授（昭54～）は、元来物理学で音響学を研究していたが、昭和53年、情報科学の新設に伴い、同科に移った。現在、情報とグラフ理論について研究している。

## 5. 外 国 語

### (1) 英 語

原田隆教授（昭39～52）は、特に美術に対する造詣が深く、H・リードやK・クラークの研究をつづけていた。

平戸喜文助教授（昭39～44）は、J・ゴールズワージーを主たる研究対象としていた。また熊本大学スペンサー研究会の一員として『妖精の女王』、『羊飼の暦』の翻訳にたずさわり、目下、スペンサーの小品の翻訳を続行中である。

福田昇八助教授（昭39～47）は、J・ミルトンを主たる研究対象にしていた。また熊本大学スペンサー研究会の一員として、『妖精の女王』、『羊飼の暦』の翻訳にたずさわり、目下、スペンサーの小品の翻訳を続行中である。

丹下一郎助教授（昭39～48）は、文体を、知・情・意と呼ばれる人間的自然の主体的統一体である人格の言語的側面と考え、主として外国語としての英語の音声現象、文法構造、意味論および文学的表現の性格づけ、またそれらを日本人学習者が習得するための方法論ならびにその基礎理論の研究に従事していた。

谷川二郎助教授（昭43～52）は、W・シェイクスピアを主たる研究対象とし、ソネットと喜劇作品を中心に研究をすすめていた。

金子正信教授（昭39～）は、19世紀後半から現代への過渡的時代を主に研究し、なかでも、20世紀文学の先駆者の問題をはらんだ存在としてのTh・ハーディを主たる研究対象とし、さらにD・H・ロレンス等をも取りあげようとしている。

木村正人教授（昭47～）は、20世紀イギリス小説、とくにJ・コンラッド、E・M・フォスター、J・ジョイス、V・ウルフ等について研究をつづけている。また熊本大学スペンサー研究会の一員として、『妖精の女王』、『羊飼の暦』の翻訳にたずさわり、目下、スペンサーの小品の翻訳を続行中である。

藤井良彦教授（昭39～）は、S・モームを中心に、その人と作品を研究の対象としている。また熊本大学スペンサー研究会の一員として『妖精の女王』、『羊飼の暦』の翻訳にたずさわり、目下、スペンサーの小品の翻訳を続行中である。

山田知良教授（昭39～）は、イギリス浪漫派詩人とくにP・B・シェリーの研究を中心に行っている。この詩人は、従来プラトンをはじめとするギリシア思想の影響をうけた異教詩人として位置づけがなされてきたが、一方、聖書思想の影響も顕著に認められるので、神観念、愛、生命などの聖書思想が、どのように再解釈されて作品にあらわれているかを論証し、「近代」の立場に立つ詩人として出発しながら、ついには「近代」と袂別するにいたる過程を明らかにする。また熊本大学スペンサー研究会の一員として『妖精の女王』、『羊飼の暦』の翻訳にたずさわり、目下、スペンサーの小品の翻訳を続行中である。

長谷川清二助教授（昭39～）は、J・スウィフトの人と文学を研究しているが、現代の問題意識をもってA・ハックスレー等とも取り組んでいる。

中島最吉助教授（昭49～）は、アメリカ文学を専門とし、J・スタインベックについて研究をすすめている。

西川盛雄助教授（昭44～）は、表現論、構文研究等について、現代の言語理論をふまえて研究をつづけるとともに、また言語学の立場から言語障害児研究にも従事している。

船倉正憲助教授（昭48～）は、W・B・イェイツの想像力の発展を、彼の象徴論とその実践としての詩の中にたどるとともに、彼の創造エネルギー観を説明するデイモン、仮面論を通してあつづけてきた。そして現在は、彼の「ケルト文芸復興運動」との関わりを19世紀アングロ・アイリッシュ文学のコンテクストにおいて調べている。また、G・メレディスの喜劇精神と喜劇観を、彼の小説、詩から読みとり、他の作家のヒューモア、ウィットと比較し、彼の作家としての特異性を分析している。

鈴木蓮一助教授（昭52～）は、イギリスにおける自然文学の伝統をとらえ、その特質を究明することを基本テーマとしている。とくに、審美的精神と科学的精神との融合を文学に結晶させたW・H・ハドソンにおいては、現代物質文明への諷刺を交えたエッセイ・小説をとおして彼の自然観と人間を追求し、また、浪漫派詩人J・クレアにおいては、愛と人生への省察にからまる自然の諸相とその意味の変遷過程をたどることによって、詩人とその詩の理解を試みようとしている。

藤崎睦男講師（昭52～）は、19世紀に入って次第に浪漫主義的傾向を帯びはじめるアメリカの精神風土とその源流をたどりながら、30年代から60年代にかけてニュー・イングランドを中心に開花するいわゆるアメリカ・ルネッサンスと呼ばれる時代の作家を中心に研究をすすめている。とくに徹底した個人主義的浪漫主義者たちが見定めようとした世界像を、審美的、倫理的な面から考察している。現在の研究対象は主としてN・ホーソンとH・メルヴィルなどである。

樋口康夫講師（昭52～）は、T・S・エリオット等によって提示された現代の人々に直接関わる諸問題が、イギリスでは、エリザベス朝にその源を発しているとし、単に文学的アプローチのみにとどまらず、宗教、社会思想、社会体制ともからめて研究をすすめている。とくにエリザベス朝に栄えた劇——主としてCh・マーロウとW・シェイクスピア等の劇作家の作品——に焦点をしばり、その他の思想家の著作からサイドライトをあてながら、その問題性を“悲劇”の角度から考察する方法をとっている。

A・D・ローゼン外国人教師（昭49～）は、J・ミルトンを主たる研究対象としている。

## （2）ドイツ語

福山四郎教授（昭39～46）は、ルター研究に従事すると共にその全集のための翻訳を続けたが、新高ドイツ語成立期にあたるルターの言語の背景をなす世界像、宗教観・生活様式についての入念な考究がその翻訳を精緻なものにしている。

高野巽教授（昭42～48）は、ゲーテ研究者として幅広くゲーテを取りあげ、とりわけ自然科学者としての在り方と関連させながら作家ゲーテの全人的活動の全貌をめぐる論究を行った。

早川昭助教授（昭39～40）の専門はレッシングで、主としてその喜劇理論と制作技法について研究した。

渡辺勝講師（昭39～40）は、ヘルマン・ヘッセの研究者として特にそのインド的・中国的思想によるヨーロッパの分裂の克服という課題に焦点をおいて研究した。

栗崎了助教授（昭39～47）は、一貫してトーマス・マン研究に取り組み、彼のロマン主義と Sehnsucht（憧憬）を中心テーマとして詳細な分析を続けた。

山口幸輔講師（昭39～43）の専門は音声学で音素論を中心に研究、新高ドイツ語の音素 [r] の異音の現状について考察を加えた。

鈴木敏夫講師（昭39～46）は、Th・フォンターネの歴史小説、社会小説を紹介し批評した。

富本匡講師（昭40～43）は、ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデの Spruch に関心を寄せた。

春日野省三講師（昭40～46）は、トーマス・マンの初期から中期に至る短篇・長篇小説を取りあげ、彼の発想と表現の特質を求めた。

在間進講師（昭44～48）は、現代ドイツ語を研究対象とし、格表示の問題からドイツ語と日本語の比較文法の分野に関心を広げた。

清田美江助手（昭46～47）は、フランツ・カフカの物語における Erzählweise を通してその文学の特質に迫る手掛りを求めた。

須沢通講師（昭47～51）は、中世文学作品における Inkongruenz を中心に文法上の問題を扱った。

上西川原章教授（昭39～）は、18世紀における近代小説の発展を歴史的、社会的状況と関連させながら跡づけることをテーマにしている。最近では教養小説の成立に興味をもち、ゲーテからヴィーラントへ遡る一方、バロック小説に対する関心を深めている。訳書にH・ブリュフォード著『18世紀のドイツ——ゲーテ時代の社会的背景』（昭49）がある。

安井啓雄教授（昭46～）の専門はドイツ語学でケルン方言を中心に方言研究をすすめているが、それにとどまらず、ドイツ語一般を対象に、共時的記述の中に、通時的発展の位相という観点を導入している。これまでに、方言の形象的特性と標準語の抽象的特性の比較検討から、言語構造内に「抽象の場」を求め、動詞的表現の名詞化現象の分析から「概念」形成の言語的原理を明らかにしたが、今後言語のシンタックス面の複合化という基本構造において言語と思考の関係を解明しようとしている。

清水豊明教授（昭39～43, 51～）は、ゲーテの最も若い頃の作品、特に詩のジャンルにおける系統的研究に意を注ぎ、若きゲーテに影響を及ぼした文学流派や時代思潮の跡づけなど、彼の属する時代の一般的傾向と対比しつつ、ゲーテ独自の感受性の表現や問題の捉え方など彼の

後年の文学的・人間的成長過程の基本的な諸因の検証をおこない、最近では、主として若きゲーテの時代感覚の推移を中心に研究を進めている。

上村直己助教授（昭48～）の専門は中世ドイツ文学である。ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデの研究から、現在は中世の特に笑話文学や政治詩に関心がむかっている。

森光昭助教授（昭46～）は、ビュヒナーやブレヒトを研究対象にするが、近年はビュヒナーに傾き、特に『ヴォイツェク』のテキスト校訂問題に取り組み、その原稿配列上の問題の解明につとめている。訳書にビュヒナー・ヴァイディヒ著『革命の通信』（昭46）がある。

田中雄二助教授（昭43～）は、詩の分野、特に詩人ヘルダーリンを中心にその詩学を論じてきたが、最近はその作品に見られる文学と政治の間の問題に関心をむけている。

嘉野隆太講師（昭43～）は、H・クライストの特に劇作品を分析し、当時の精神的文化的状況下における位置づけと受容のされ方、またその作品の現代的意義について論究している。

久保田仁講師（昭46～）は、道徳的命題の存在を否定し去ったニーチェの倫理観に焦点をあて、ニーチェにおける徳の倫理を法の倫理との関連において捉えようとしている。

杉谷恭一講師（昭48～）は、ニーチェ研究に取り組んでいるが、ニーチェの思想を哲学的に位置づけ把握するのではなく、哲学や生に対するニーチェの姿勢の中に彼の思想を解明する重要なモチーフを追求している。またニーチェにおける「倫理」と「美学」の問題も今後の研究の大きなテーマとしている。

谷本慎介講師（昭54～）は、ニーチェ研究において、孤独な存在と規定された人間にもたらされる世界観の在り様を明かす試みを続けている。

クリングスボン・メールツ外国人教師（昭52～）は、日本における中国大陸からの文化的影響の態様を、主として文学作品を中心に研究している。すでに「発心集」、「人唐五家伝」のドイツ語訳ならび研究を終え、最近「懐風藻」を取り上げ、日本人が中国文化を吸収、消化し、次第に独自の精神文化を形成していった過程を実証的に跡づけようとしている。

### （3） フランス語

常岡晃教授（昭50～52）は、19世紀フランス自然主義の研究が専門で、フローベルを経て、ゾラの自然主義理論、及びその作品研究に取り組んでいた。

山口俊夫教授（昭52～）は、プルーストを研究している。また、プルースト文学がはらむ問題性を一つの契機として、一方ではサルトル、カミュに至る現代文学、他方ではバルザック以降の小説の方法を課題として追求している。

井上厚雄講師（昭48～）の専門は、18世紀の啓蒙思想と現代文学である。18世紀思想ではヴォルテールの哲学的小説の分析と「哲学書簡」形成の経緯を探る研究があり、また現代文学では、サミュエル・ベケットの演劇をその二重性の側面から分析解明している。

大熊薫助手（昭54～）は、19世紀フランス象徴主義の研究が専門である。とりわけ、ヴェルレーヌの詩における象徴の問題、及びその宗教性について研究している。

アラン・ロシュ外国人教師（昭53～）は、ギリシャ、ローマの古代神話と東洋の神話の研究

を専門としている。「古事記」の起源についての研究がある。

## 6. 保 健 体 育

庭木守彦講師（昭39～44）の研究テーマは体育集団の社会・心理面を中心とした、グループダイナミックスである。

西岡寅雄教授（昭39～）の主たる研究は、発育発達および測定評価を中心とした分野である。論文として「幼児期における身体機能の研究」、「幼児の体力とその標準化」、「簡易テストによる幼児期から青年期までの体力の推移」、「環境条件の違いによる壮年体力テストの比較と分析」、「年齢、職業種別による体力の比較」、「運動処方による体力の変化」などがある。

古川昌弘教授（昭41～）は、中高年令層における鍛練者および非鍛練者の差異を、走行中の心電図および心拍数の経時変化から捉え、運動の質と量を如何に処方すべきかを考察している。

岩崎健一助教授（昭44～）には、本学学生の体力・体格問題、トレーニングの効果、熊本の社会体育に関する研究がある。その他、ボクシング競技を通して運動技術に関する研究があり、試合の分析、打撃の分析等を行っている。

松本尚大助教授（昭43～）は、超高速撮影によって、ゴルフや空手の動態の未知の分析をはじめ、日本人およびアフリカのモロッコ、ガーナならびにケニアの青少年の発育に関する調査研究を行っている。また、運動による効果やそれに伴う疲労などの研究、なかでも肥満児の生態および運動処方の効果に関する研究で、特に尿中クレアチンやビルビン酸代謝など化学的立場から分析を試みている。

谷口紘八講師（昭49～）は、いわゆるスポーツ心臓の安静時心電図異常者について、運動負荷強度と心電図パターンの経時変化を、トレットミル走行により検索を試みている。

唐杉敬講師（昭52～）の研究課題の一つは一般人の健康維持のための運動処方、他の一つは運動人の競技力向上のための運動処方、この両課題を心拍数・エネルギー消費量・運動分析・その他の医学的・生理学的な方法を通して研究している。

佐野新一助手（昭54～）は、知覚-運動行動を系統的に分析することによって、教科教育としての運動学習の組織化、とりわけ発育・発達に相応した目標の階層性・内容の構造化・指導の系統性等に関する諸問題を総合的に研究している。

### 第3節 将来の構想

熊本大学改革委員会と前後して昭和44年に教養部にも改革準備会が設置され、1 管理・運営・組織 2 教育・研究 3 学生問題 の3部門に分けて審議された。その答中の一つとして「教養部の将来のあり方と現状改革について」が昭和48年1月末の教官会に提出されたが、その中では今後の教養部のあり方として三通りが考えられるとしている。即ち

- A 現状の教養部を改善充実させる案
- B 教養部を解体して、各教官を該当学部または学科教官集団に吸収する案
- C 教養学部等への発展的改組を行う案

があり、B案については責任体制が崩れる心配がある、C案については他学部との協力または合併を期待しなければならないことから早急に実現は困難である、結局とりあえずA案に従って現状改革を考えることが実行上可能穏当な案と思われると結論している。

一方熊本大学改革委員会からも、昭和47年「教育課程と教育体制に関する答申」が学長宛に提出され、その中で一般教育の重要性とその目的達成のため、教育の理念を明確にし、その全学的な理解のもとに、一般教養に関する教育の充実をはかる必要があるとし、その具体的方法として「くさび型」が提出された。またその「検討の経過」の中で教養部のもつ問題点として、第1に予科的性格のもとと誤解して本来の使命が見失われてきていること、第2に教養部教官が乏しい研究条件のもとに教育に従事せざるを得ないこと、第3に教養部の担当する学生数に比して、十分な教官定員の裏付けがないことをあげ、教養部のあり方としては、まず現行の制度のもとで改善をはかることが現実的であり、必要であるとしている。

その後教養部の歩みは大体以上の方向に沿ったものであった。昭和51年、3名の将来構想委員が任命され、他大学における教養部改革の資料を収集したり、年数回の教官懇談会を開いて教官の意向を打診したりしたが、学部構想より現在の教養部のままでの充実発展が重要であるという意見が大部分を占め、新しい構想は出なかった。

さらに昭和53年には「教養教育検討委員会」が発足し、教養部における将来を含めた問題点について検討することになり、現在も続けられているが、そこでは昭和44～45年に提出された問題が再び装いを新たに起って来ている。

教養部設置以来15年、学園紛争後10年経って、教養部は今曲り角に来ているように思われる。新制大学の理念が達せられるか否かが教養部のあり方として集約的に表われている。今後の教養部の責任は重、かつ大なりと言わねばならない。